

救護法における貧困妊産婦の位置 — なぜ対象となったのか —

山田 知子¹⁾

The Position of Poor Pregnant and Postpartum Women in Japan's Relief Law: Why Were They Included?

Tomoko Yamada

要 旨

本論文の目的は、昭和4年（1929年）に制定された救護法において、なぜ「妊産婦」が救護の対象に含まれたのかを明らかにすることである。明治7年の恤救規則では、妊産婦は対象外であったが、救護法では新たに明記された。これまで、ドイツ救貧法の影響が強調されてきた。それだけでなく、社会事業・慈善活動、行政・法制度の動向から多面的に検討する必要があるのではないか、という問題意識に立ち、養育院『月報』、社会事業関係ジャーナル『慈善』『社会と救済』『社会事業』、および政府調査会・民間調査（東京・大阪中心）を対象に、貧困妊産婦がどのように把握され、社会問題として認識されたかを分析した。その結果、妊産婦が救護法に含まれたのは、単なるドイツ法の影響ではなく、乳児死亡率の低減を目指した民間社会事業（大阪毎日新聞社慈善団・養育会など）の実践、内務省や地方自治体の実験的取り組み、社会事業調査の成果などが相互に作用した結果であることが明らかになった。

キーワード：救護法、貧困妊産婦、妊産婦保護、大阪毎日新聞社慈善団、養育会、家庭訪問婦

ABSTRACT

This study examines why “pregnant and postpartum women” (nin-sanpu) were included as recipients under Japan's Kyūgohō (Relief Law) enacted in 1929. The earlier Jukyū Kisoku (Relief Regulation of 1874) excluded them, but the new law explicitly recognized this group. Previous research has emphasized the influence of the German Poor Law. However, this paper shows that broader social factors were also involved. It analyzes the interaction among social work, philanthropy, administration, and legal reform. The study uses materials such as the Yōikuin Monthly Report, professional journals (Jizen, Shakai to Kyūsai, Shakai Jigyō), and surveys conducted in Tokyo and Osaka. Findings reveal that inclusion resulted from private efforts to reduce infant mortality, government and municipal experiments, and nationwide welfare surveys. This case marked a turning point in Japan's welfare history, when women's reproductive roles were first recognized as a public concern.

Keywords: Relief Law (*Kyūgohō*), poor pregnant women, maternity protection, Osaka Mainichi Newspaper Charity Association, San-iku-kai, Visiting Women Social Worker

¹⁾ 放送大学特任教授（「生活と福祉」コース）

I. 研究の視点—なぜ貧困妊産婦か

本研究は、救護法成立・施行過程における社会事業調査の役割に関する研究その2¹である。生活保護法の前身といわれる救護法は、昭和4年に成立した。それまでは、明治7年制定の恤救規則という公的救済制度としては、極めて脆弱な規則があっただけであった。恤救規則は何度も改正のチャンスがあったが、見送られ続け、紆余曲折を経て日本最初の救貧法、公的救済制度として救護法が成立したのである。救護の対象として、恤救規則にはなかった「妊産婦」というカテゴリーが新たに加えられた。妊産婦はなぜ、その対象となったのか。妊娠出産は、女性の「産む性」の中心であり、母体保護、母権保護の在り方を問う際の核心である。戦前期の公的救済制度の対象に女性が妊産婦という形で組み込まれたのは、ある意味、画期的である。もちろん、女性の産む性を保護し、その権利を保障するという発想はほとんどなかったと想像されるが、それでもなぜ、妊産婦は救護法の対象となったのか。戦前期の公的救済における女性の位置を考えるうえで極めて重要な視点である。これまで触れられてこなかった妊産婦という側面から救護法に迫りたい。

昭和4年の救護法の対象は、次のように第一条で規定されている。三に妊産婦がある。

救護法（法律第39号）第一条で、左ニ掲グル者貧困ノ為生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス、とし、

一 六十五歳以上ノ老衰者

二 十三歳以下ノ幼者

三 妊産婦

四 不具廃疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者

前項第三号ノ妊産婦ヲ救護スベキ期間竝ニ掲グル事由ノ範圍及程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

さらに救護の種類としては、
第十条 救護の種類左ノ如シ

一 生活扶助

二 医療

三 助産

四 生業扶助

であり、三、助産が入っている。

救護法の対象となったいわゆる「貧困妊産婦」は、経済的逼迫は当然として、性的搾取、性暴力、妊娠出産にともなう失業や苛酷な労働環境による健康被害、性差別、望まない妊娠などと深く絡み、当時も今日に於いても、最も厳しい立場に置かれている存在である。現在の生活保護法において、助産扶助は当然規定されている。今日感覚でいえば、公的救済制度の対象とされることは特別なこととは思えないだろう。とはいうものの、どのような議論を経て、救護法の対象となったのか。貧困妊産婦は、女性の貧困と「産む性」の交差として、戦前期の社会事業史上の女性の位置を読み解く時、欠くことのできない視点である。しかし、このテーマは、女工の研究や保健医療分野における産婆、訪問看護婦、助産婦、さらに方面委員制度における婦人方面委員に関する研究にまたがる領域であるために、社会事業史研究において、これまで見落とされてきた感がある。

「妊産婦」が救護法の対象となった社会的要因としては、さしあたって、次にあげる三点が定説である。第一は、この時期に先進国を中心に「母性保護²」への関心が高まっていたということである。この期の母性保護については、木村愛子「ILO基準の日本の母性保護制度³」に詳しい。明治39(1906)年、スイスのベルンで、世界初の多国籍間条約がつくられている。これは、女性および胎児の健康に有害な黄燐の使用を制限する条約と女性の深夜労働を禁止する条約で、のちのILO基準や日本の工場法に強い影響を及ぼしたといわれているものである⁴。日本の工場法は、明治44(1911)年につくられている。産後休業5週間、そのうち、強制休暇3週間とされたが、産前の休業については既定がなかった。経営者側の猛反対にあい、工場法は5年間据え置かれ、大正5(1916)年ようやく施行された。が、ここで問題が生じた。零細企業には適用されなかったのである。多くの零細企業で働く女性たちは、この法律から零れ落ちていたのである。彼女たちは、低賃金、長時間労働を強いられていたから、妊産婦となっても保護されず、労働市場から排除され、生活困窮に陥る女性たちが存在したので、彼女たちをフォローするなんらかの救済的な政策が必要とされていたことが推測される。

第二に、大正末期の乳児死亡率の高さは、尋常ではなかった。低減の必要がいわれ、社会的に関心が高まっ

¹ その1は、山田知子(2025)『救護法成立・施行過程における社会事業調査の意義—明治20年代から明治末期に実施された細民調査等を手掛かりに—』放送大学年報第42号、PP.37-54を参照のこと。

² 母性保護について、加納実紀代(1991)『「母性」の誕生と天皇制』で、広辞苑によれば「母性」は、女が「母」となれば、当然もつ性質であり、母性愛は、先天的・本能的なもので、「自然」であり、超歴史的なものだということになっているが、それは、とんでもない間違いである、と書いている。加納によれば、母性を初めて使ったのは、与謝野晶子(1916)『母性偏重を排す』で母性を批判した母性保護論争の前哨戦だった。加納は、母性ではなく、母権、母態を使うべき、としている。筆者も同じスタンスであり、母性は極力使用しないこととし母体、母体保護を使用したい。ただし引用はのぞく。

³ 木村愛子(2001)『ILO基準と日本の母性保護制度』『大原社会問題研究所雑誌』No.508

⁴ 欧州では、一次大戦前に大概の国に分娩に関する給付を含む健康保険が実施されている。1884年にドイツでは、社会保険制度が創設されたが、出産に関する給付が含まれている。1888年オーストリア、1891年ハンガリー、1910年イタリアが妊産婦保護のみに対象とする母性保険開始、1911年英国、国民健康保険法実施、スイスも強制加入ではないが疾病保険はじまる。1912年ロシア、スウェーデンで強制的保険法始まる。

ていた。東京市社会局『乳児死亡率に関する調査』（大正15年5月）の国際比較データによれば、一歳未満の乳児100に対する死亡率は、大正9（1920）年、イングランド・ウェールズ8.0、フランス9.8、ドイツ13.2に対し、日本16.6と極めて高率である。また、同じ年の各国の大都市の乳児死亡率比較をみると、ロンドン7.5、ニューヨーク8.6、パリ9.8、ベルリン16.1、ストックホルム4.8、アムステルダム4.9に対し、東京市のそれは、15.8である。ベルリンも高率であったが、1923年には、14.4に下がっている。東京は17.5と逆に上昇し、「帝都東京」の乳児死亡率が最悪であることは一目瞭然、富国強兵策のもと、列強諸国に対抗するために乳児死亡率を低下させることは国策として急務であったのである。

第三として、いわゆる先進諸国の救貧法、とりわけドイツの救貧法では、貧困妊産婦がその対象となっており⁵、その影響があったと考えられる。内務省社会局の山崎巖は、救護法成立前の昭和2年5月「独逸に於ける救貧制度」を発表、制度について紹介している。我が国の救貧法にも分娩費用などを支給すべきとの論を展開している⁶。

ドイツの貧困妊産婦救助法は、決定打ともいえるが、救護法と妊産婦をつなぐ糸はこれだけではないのではないか。筆者が注目したいのは、社会事業界の動向、とりわけ、貧困妊産婦に焦点化した言説や慈善、社会事業団体などの動き、そしていくつかの実態調査である。

工場法という労働者保護の枠組から零れ落ちた貧困妊産婦が存在したであろう。彼女たちをだれかが掬い取ったであろう。それは当然、慈善、社会事業の領分であったことが推察される。いったいどのような人々が、貧困妊産婦に着目し、引き受け、問題とし、事業の対象としたのか、どのような流れが救護法の対象となる道筋を拓いたのか。その道筋を素描したい。

（2）研究の方法

社会事業の業界誌である『慈善⁷』『社会と救済』『社会事業』や救済事業調査会などの政府系調査会で貧困妊産婦を取り上げた言説、東京、大阪という二大都市で実施された「貧困妊産婦」関連の活動および社会事業調査を検討する。対象時期は、昭和4年の救護法成立に影響を及ぼしたと思われる明治末期から大正期、昭和3年ごろである。

まず、恤救規則以来、東京の窮民を一手に引き受け

ていた東京養育院⁸、その入院者に貧困妊産婦が含まれていたことが推測されるが、それはどのような人々であったのか、明らかにする。次に、政府の救済事業調査会等では、どのような議論がなされ、貧困妊産婦はどの位置づけられていたのかを見る。さらに、民間セクターの動きを大阪毎日新聞社慈善団と賛育会という代表的な団体の貧困妊産婦の無料助産の取り組みの実際から探る。加えて貧困妊産婦を扱った社会事業調査を取り上げ、貧困妊産婦をめぐるどのような調査研究が実施されたのか、それがどのような方策を生み、救護法につながったのか、探る。

II. 養育院における妊産婦

（1）行旅病人として

昭和4年に救護法が成立するまで、日本の救貧制度の中心は、恤救規則（明治7年）であった。救済対象を「無告の窮民」とし、極めて厳しい制限主義にたっていたことは、周知の如くである。「窮民恤救申請調査箇条」により、その対象をみると「恤救規則ニヨル可キモノハ独身老幼廢疾疾病等ニテ何等ノ業モナス不能事実赤貧ニシテ曾テ他ニ保育スル者モ無之全ク無告ノ窮民而已ニ限ルヘシ」とされている。子どもと高齢者、行旅病人、病人や障害者等を対象としていたが、受給に際しては厳しく選別されていた。女性はどうか。子どもや高齢者、病人という枠組みは存在するが、女性というくくりはなく、妊産婦はその対象とはなっていない。

恤救規則には、妊産婦規定はみられないが、妊産婦を規定する方法が成立した。明治32年3月「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」である。同年6月の内務省令第23号「行旅病人行旅死亡人及び同伴者の救護並取扱方」では、その第1条で「飢餓凍餓に迫り歩行に堪へざる行旅者、歩行に堪へざる旅行中の妊婦産婦にして手当（下線、筆者、以下同様）を要するも其途を有せざる者及行旅者又は住所居所なく若しくは不明なるものにして引取者なく、警察署に於いて救護の必要ありと認め引き渡したるものは行旅病人に準ず」とある。妊産婦は行旅病人として取り扱われ、養育院のような窮民施設に収容されていたのである。

（2）産婆の養成

東京市養育院編『養育院六十年史』（昭和八年刊行）（以下、『六十年史』）によれば、行旅病人の中の妊産婦対

⁵ ドイツでは、1922年前後に産褥扶助制度（Wochenhilfe/Wochenfürsorge）の整備が進展した。その後、1930年代にかけて法改正があり、より包括的な枠組みである救貧法（Armenrecht）に統合されている。

⁶ 山崎巖「独逸に於ける救貧制度」『社会事業』11-2、昭和2年5月、そこで、貧困産婦救助法について言及し、ドイツの現行救貧制度の救助の客体として分娩者救助をあげ、また、救助費用について、妊婦及び産婦手当費用を紹介している。山崎は、日本の救貧立法が具体化することを待望している。

⁷ 中央慈善協会の会報『慈善』（明治42）1909年7月に創刊、その後改称『社会と救済』（大正6（1917）年10月～）『社会事業』（大正10（1921）年4月～、『厚生問題』（昭和17（1942）年1月～44年12月）。

⁸ 東京養育院は、明治5年10月設立、首都東京の窮民救助、行旅病人救助、育児、感化、施療の中心的機関。窮民を東京大学赤門近くの旧加賀藩長屋に収容したのが始まりで、明治29年東京市に移管、東京市養育院となる。長く洪沢栄一が院長を務めた。戦後も引き継がれ、昭和38年に老人福祉施設となり、今日にいたる。

応として、看護婦や産婆の養成がなされていた。

まず、看護婦の養成について「・・・本院の收容者中には常に罹病者多くして、現実の一大病院なれば、これに與かる看護婦、看護人等は特殊の知能を具ふる要がある。ために創立以来随時簡易の講習をなし、種々収れんせしめたるも、罹病者の増加するに従ひ、適當なる看護婦の養成方法を設くるの必要に迫った⁹⁾」とあり、当初より、看護婦養成の必要があったことがわかる。明治32(1899)年12月、看護婦養成方を申請して認許を得、東京帝国大学医科大学へ担任医員を嘱託し、光田健輔、菅井竹吉が担任となった。12月下旬には、看護方講習が開始されている。講習年限1年、講習生には、食料、制服を給して、院内に宿泊させ、且つ、講習生は、年齢18歳以上30歳以下の女子とし、入学試験を実施し選抜する。また、看護婦希望のもので、年齢不足や学力不足のものは、予備生とする制を設け、同時に、保母講習生及び同予備生制を設けて、保母養成にも努めている。明治34年から昭和7年までの卒業生数は233人である。

更に、特筆すべきは、産婆の必要から養成を始めたことである。

「・・・本院入院患者中には、往々にして妊婦あり。出産する場合も亦少なからぬ。ここに産婆養成の必要を生じ・・・」、大正8年(1919)4月2日、養育院長の洪沢栄一は、東京市長田尻稻次郎に産婆養成の必要を上申し、4月14日、田尻が、院内における産婆講習会の開始を承認している¹⁰⁾。

未庶発甲第286号

本院入院患者中には往々妊婦有之收容者出産する場合も不尠、就いては在職看護婦に此種素養を與ふことは極めて必要なる次第に有之尚本院看護学校卒業後進んで産婆試験応試の志願者も不尠此種講習の開催は双方の便宜と存候に付別紙規定に依り、開講致度候條御承認相成候様致度此段上申候也

大正8年4月2日 東京市養育院長 市参与男爵 洪沢栄一

表1は、大正9年以降の産婆講習卒業生数である。ちなみに大正8年の看護講習卒業生数は、12人なので、その人たちが産婆講習を受講し産婆となっていたことがわかる。このように養育院では、相当数の妊産婦を受け入れていて、大正9年以降、産婆の養成を組織的に開始していたのである。

行倒れ、居場所のない妊産婦という女性たちの存在が浮かび上がってくる。恤救規則には規定されていないものの、実態としては、行旅病人のなかに妊産婦が相当数存在し、大正8年ごろには、産婆の養成が組織的に行われていたのである。

表1 養育院看護婦養成所及び産婆講習卒業生数の推移(明治34年～昭和7年)

卒業年度	看護婦養成所卒業生数(人)	産婆講習卒業生数(人)
明治34年	5	
明治40年	7	
明治43年	9	
明治45/大正元年	7	
大正2	7	
大正3	9	
大正5	9	
大正6	5	
大正7	7	
大正8	12	
大正9	7	12
大正10	7	5
大正11	6	5
大正12	8	6
大正13	8	7
大正14	12	8
大正15/昭和元年	14	11
昭和2	21	11
昭和3	14	18
昭和4	13	10
昭和5	12	8
昭和6	14	8
昭和7	20	10
合計	233	119

*明治35年～39年、明治39年～41年、42年、44年、大正4年は卒業生なし

出典『養育院六十年史』pp.408-413より筆者作成

(3) 行旅病人の実態—田中太郎「行旅病人に就いて」にみる妊産婦

養育院の『東京市養育院月報』(以下「月報」)の編集者であった田中太郎は、1903(明治36)年12月～翌年の2月に3回にわたって「月報」第34号で「行旅病人に就いて」(論説)を掲載している。当時の養育院がどのような人々を行旅病人として受け入れていたか、窺い知ることができる。田中によれば、養育院は、明治16年1月から行旅病人を受け入れている¹¹⁾。明治36年11月末までに收容した総数は、延べ7,171人で、各年度の收容者は表2の通りである。明治35年から急増している。当時の農村の貧困は深刻であったから、そこから逃れるように仕事を求め、東京に流入してきた人々が行倒れ、養育院にたどり着いたことが読み取れる。田中は、明治36年10月末現在の行旅病人422人

⁹⁾ 東京市養育院編(1933)『養育院六十年史』p.408

¹⁰⁾ 同上『六十年史』pp.412-413

¹¹⁾ あくまでも法に基づく受け入れであり、イレギュラーには、これ以前にも受け入れていた。

表2 年度別行旅病人の収容数の推移(明治16年度～明治36年度)

年度	収容人員(人)
明治16年度	140
明治17年度	163
明治18年度	115
明治19年度	274
明治20年度	138
明治21年度	139
明治22年度	219
明治23年度	330
明治24年度	404
明治25年度	395
明治26年度	293
明治27年度	305
明治28年度	354
明治29年度	271
明治30年度	272
明治31年度	340
明治32年度	342
明治33年度	429
明治34年度	601
明治35年度	838
明治36年度	809
合計(延べ)	7,171

*明治36年度は、4月から11月までの人数

出典、田中太郎「行旅病人に就いて」『養育院月報』34号より筆者作成

年ごろまでは、増加の程度はそれほどでもなかったが、明治33年度になると429人と俄然多くなり、明治34年度は601人、養育院当局者をして「その増加の勢激烈なるに驚倒せしめたるほどになりしにも係わらず、よく35年度となりてはさらに滔々の勢を以て838人に増加し、明治36年度に入りては、4月より11月に至る僅か8か月間に於いて、すでに早809人の収容をみるに及びたり。」このままでは、年度末の行旅病人数は千二三百人になるだろうと予測している。

明治33年から翌年にかけては、日清戦争後の第二次本格恐慌の時代であるが、国民生活が急激に逼迫し、明治36年度になると、東京の窮民の激増につながったことが推察される。病氣と貧困、夫などの扶養者が行方不明で生活が成り立たず、また「不義」による予期せぬ妊娠に思い悩み、相談場所も行き場もなく彷徨し、孤独のうちに養育院にたどり着いた身重の女性たちの痛々しい姿が見えてくる。「不義」の中身は不明である

の実態を男女別に調査していて、興味深い。行旅病人の多くは壮年期にあるもので、高齢者は少ないことは意外に思えるかもしれないが、みな、糊口の道を得んと上京するも、予想外に目的を達することができず数月で行旅病人となったものであると田中は分析している。422人の行旅病人中、地方出身者193人を詳細にみると、表3に示す通りである。その多くが糊口の道を得るために上京し行旅病人となっていることがわかる。女性に注目すると「不義妊娠」が4人。その数は決して多くはないが、「疾病に罹りて」48人の中にも、妊婦や産婦が含まれている可能性がある(表4)。

前述のように、明治16年から明治32

表3 行旅病人地方出身者の上京の目的又は理由(男女別)

		男	女	計
糊口	糊口の道を求めんが為	50	19	69
	営業を為さんが為	5	4	9
	親兄弟親族知己を頼りて	20	6	26
	親兄弟又は夫に伴われて	11	19	30
	計	86	48	134
修業	職業研究の為	9	0	9
	勉学の為	8	1	9
	計	17	1	18
行旅の途中		15	5	20
その他	病氣治療の為	7	0	7
	他人に誘われて	2	1	3
	嫁入りで	0	1	1
	娼妓に売られて	0	4	4
	掏摸(スリ)になる為	1	0	1
	継母に家を逐い出されて	1	0	1
	東京見物を為したき為	2	2	4
	計	13	8	21
		131	62	193

出典、表2と同じ

表4 行旅病人となりし事由

	男	女	計
疾病に罹りて	196	48	244
負傷して	4	0	4
不具の為	3	6	9
貧困の為	4	22	26
父母死したる為	3	14	17
夫死したる為	0	1	1
扶養者に置き去られ若しくは扶養不明の為	27	14	41
父母入獄したる為	1	0	1
行旅病人となりし父母に伴われて	8	25	33
主家を逐はれて	8	1	9
不義妊娠の為	0	4	4
その他の事由	7	16	23
不明	10	0	10
	271	151	422

出典、表2と同じ

が、女工が、職場の上司などから性暴力を受け妊娠することは、女工研究などで、既に問題視されていたことを考えると性暴力、性的搾取と深くかかわる事象であったことが推察される¹²。

田中は、行旅病人の養育院入院前の職業と有配偶者との関係についても調査している。男性は圧倒的に「職

¹² 中央慈善協会『慈善』明治44年4月、p.97は、「工女と行旅病人」において、農商務省「東京市養育院収容中の婦人行旅病人に関する調査」を紹介している。「現在、収容者中66名は織機工女、64名は紡績工女でこれらの工女数は、全婦人行旅病人の8分を占め居り、工場主の酷使に堪へず、逃亡収容されたるもの44名、工場監督者の脅迫により姦淫妊娠の結果放逐されたるもの10名、疾病難治のため解雇されたるもの76名あり、病症の大部分は肺結核にて、脚氣、皮膚病、胃腸病神経系病等これに続く」とある。婦人行旅病人の内訳をみれば、妊産婦の生活背景に性暴力が含まれていたことが推察される。

人・職工」が中心で女性は「下女」「針仕事・洗濯」「女工」である。配偶者との関係では、男性は「離婚者」女性は「配偶者との死別」が最も多いが「配偶者に置き去りにされた者」も14人いる。

まさに不況という社会経済変動がまず、男性の生活を失業という形で動揺させ、同時に扶養される女性たちの生活も動揺させていることがわかる。そうしたなかに配偶者から「置き去りにされる妊産婦」も含まれていて、養育院の看護婦や産婆がそれらの女性たちの「産む性」を全面的に引き受けていたことがわかる。このように恤救規則下において妊産婦は、養育院の行旅病人のなかに見出すことができるのである。

Ⅲ. 東京市における妊産婦保護事業

東京では、養育院以外にも、妊産婦を引き受けた機関がある。東京市『東京社会事業名鑑』は、大正9年時点の妊産婦保護事業を項目化しまとめている。設立年度順に次に示す。この時期に妊産婦保護の必要性が高まったことが読み取れる。

クリテントン慈愛館：明治31年に設立、「私通妊娠」及び不良少女、公娼、私娼、その他危険に陥らんとする婦女を収容救護する目的とした事業である¹³。大正8年度末の取り扱い人員は、117名、9年3月現在62名の女性を受け入れている。内、妊娠女性は、7名（20歳～25歳4名、25歳以上3名）である。「婦人救済¹⁴」を中心に妊産婦を含め、もっとも厳しい境遇の女性たちを受け入れている。ただし、産婆は配置されていない。

愛生病院：明治38年、個人経営の病院で早い時期に産院を始めている。院長ほか、産婆1名を配している。貧困妊産婦のみ対象と銘打ってはいないが、妊産婦保護を目的とした事業であり、入院妊産婦は概して直接保護者なきため、産後自身の処置はもちろん産児の養育方に付き、困難を生ずるもの多きを以て、乳汁量多きものは乳母として奉公させ、産児は、里預けとなす、との記述がある。大正8年度の施療人員は、実費入院者24名、施療入院者8名¹⁵。

救世軍病院：施療を目的とし、明治45年に設立。巡回看護婦は、細民の住宅を巡回し、病者の有無を調査している。産婆一名を雇用しているとあり、細民地域の妊産婦がその対象であったと推測される。

恩賜財団済生会：済生会診療所は、大正元年に診療所を設置、施療を開始。その後、大正3年1月済生会診療班を設立、東京市内に第一から第五の班を組織、区域内を巡視して患者の有無を調査し診療を施し、または治療券を交付するという施療を行っている。職員

として、看護婦に並んで産婆を配置していることが特徴。

花の日会施療部：大正5年、東京女子医学専門学校附属東京至誠病院内に設置された施療部。大正7年の東京府下の大洪水の罹災病者と妊婦を収容。

東京基督教女子青年会巡回看護婦会：大正7年に事業を開始。町村長や警察署長の紹介により、出張員を出し、扱いが困難なものには、施療病院に斡旋。妊産婦については、巡回し、相談に乗るということをしている。大正9年1月～7月までの取り扱い人員は、妊産婦45人、訪問（調査及び慰問人事相談等）169人等である。妊産婦の訪問調査を実施し、慰問を兼ねて相談事業を行っていることが特徴。

賛育会：大正7年、事業を開始、東京帝国大学基督教青年会の附属事業として、妊婦乳幼児相談所並びに託児所を設け、希望により、産婆を派出、分娩介助を実施。産院を設置し、大正8年8月1日から貧民の妊産婦の収容を開始。産婆2名を配置している。産院入院者より、一日食費として金30銭を徴収するも、資力なきものには、これを補給し、または、徴収せざるものあり、とある。

このように、東京では、養育院の外に明治末期からいくつもの民間セクターが、小規模ながら貧困妊産婦を引き受けていることがわかる。済生会や東京基督教女子青年会の巡回看護婦、賛育会の事業などは特に注目される。賛育会については、後述する。

東京市は、その社会行政組織を何回か改組し、昭和2年社会局三課（保護課、職業課、公営課）となっている。保護課の所掌事業は次の13である。（4）に妊産婦保護事業が位置付けられている。

（1）調査事業（2）援助事業（3）方面事業（4）妊産婦保護事業（5）乳幼児保護事業（6）牛乳配給事業（7）児童相談事業（8）児童鑑別事業（9）児童娯楽事業（10）隣保事業（11）労働者教育事業（12）人事相談事業（13）救護事業

東京市は、その組織形成について、内務省と深く関係し、そのモデル、実験場ともなっていたともいわれる。そう考えると、東京市が所轄する養育院の動きや東京市の保護課の動き、東京における民間セクターの取り組みは、妊産婦保護が公的救済の対象となっていく道筋に深くかかわっていたとみることができる。

Ⅳ. 中央慈善協会『慈善』にみる貧困妊産婦—ジャーナルはどう描いたか

当時の慈善事業界の代表的ジャーナル『慈善』では、

¹³ 東京社会事業名鑑（東京市社会局総務課・大正9年12月20日）によれば、この慈愛館は、日本基督教婦人矯風会の発企にて設立せられ、のち、クリテントン伝道会の補助を受け、事業を経営し今日にいたる。明治36年9月12日財団法人の認可を受けている。大正9年3月現在62名が在院している。その内訳は、公娼4、私娼10、不良9、妊娠7、墮落せんとせし者17である。

¹⁴ 戦前期における女性を対象とする事業は大きく母子扶助と婦人救済であった。婦人救済は、性的搾取によっていわゆる「苦界に身を沈めた」女性を対象としていた。

¹⁵ 留岡幸助の『人道』172号、大正8年10月には、東京府内の感化救済事業一覧（7月1日現在）に、愛生産院があり、「貧困妊産婦助産」事業を実施していることが明記されている。

貧困妊産婦はどのように描かれているのか。『慈善』は、内務省や地方自治体関係機関と当時の慈善事業、社会事業関係者の情報を共有するジャーナル¹⁶で、先進的で意欲的な論文が掲載されている。内務省内部では、明治の末から、乳幼児保護やその母の保護についてドイツなどの事例をもとに検討していた。内務省参事官長谷川久一は「医療的救済事業」『慈善』明治44年3月で、公共事業としての乳児保護について、ドイツの例を紹介していて興味深い。乳児保護事業として次の5つをあげている。①乳児診療所、②牛乳の検査、③母親の保護、④里児の保護、⑤歯の診療である。とくに、③の母親の保護について「母親の生命財産を保護するのは、間接に乳児を保護する所以であり、母親の保護として、主に出産後の経済上の保護は大切である。ドイツのカールスルーエ市では、一か月50片をかけ、加入して一年後に分娩すれば25マルク、2年後なら40マルクの保険金がとれる」とその仕組みを紹介している。

また、当時、慈善事業、社会事業界のオピニオンリーダーであった生江孝之が、明治44年7月号で「巡回看護婦業」を紹介しているがその影響は大きい。諸外国の巡回看護婦事業について「ニューヨークやロンドンの細民窟内における病者を医師の通知によりその家庭に赴いて、患者の看護緊切の事項をその家族に教え、患者を自宅療養をさせる」事業を紹介し、シカゴの「巡回看護婦心得」を掲載している。

「出産前の婦人に対しては、充分の注意を与え、室内又は身体の清潔特に分娩時の注意を怠るべからず。分娩後においては、看護婦は特に医師の命を奉じて看護上遺漏なきを期し、母親に対しては床上げまで、嬰兒に対しては10日間、若しくは必要に応じてそれ以上継続すべきものとす」

また、大正元年7月号「公の救済に関する現行制度」(雑録)では、制度を紹介しているが、「被救者」の種類として次の6つがあげられている。瘋癲病者、救済児童、老衰者及び廢疾者、強壯なる貧困者、伝染病者、負傷者及び即時救助を要する激烈熱病者である。妊婦又は、その他の病者に於いても同様にして、未だ特別の救護法の設けなし、と、指摘して、注目される。

大正2年1月号「ドイツミュンヘン市に於ける救済事業の一端」でミュンヘン市の母子保護会の産婦の保護について紹介している。また、大正2年5月号、野田忠広(内務省技師)は「独逸に於ける小児の保護」で、乳児死亡の原因で、最も多くの原因は、社会上の境遇であるとし、妊娠中に十分な摂生をすることができない、産時に十分な手当をすることができない、幸い出生しても出生後の保護が不十分、職業のために自ら子どもに授乳できない、育児上の知識が乏しい、など、ドイツ事情を紹介している。

このように、明治の中期からすでに『慈善』業界の

ジャーナルでは、諸外国の事例を研究し、乳幼児保護だけでなく妊産婦保護という視点を新たな救護法に位置付ける必要について論じていたことがわかる。次に政府の取り組みを見てみる。

V. 政府の動向—児童保護事業から貧困妊産婦に接近

1. 救済事業調査会報告(内務省社会局)

大正7年6月に「救済事業調査会」が内務大臣の諮問機関として設置されている。メンバーには、留岡幸助や高野岩三郎、窪田静太郎、山室軍平に加え小河滋次郎が名を連ねる。すばらしいメンバーである。キーパーソンは、衛生局長後藤新平の流れを汲む窪田静太郎であろう。明治30年代に組織された貧民研究会のメンバーである。調査項目に、児童保護事業、嬰兒保育が入っていることが注目される。児童保護に関する施設要綱(内務省発地258号)(大正8年10月)「児童保護に関する件」が祖上にのり、「児童保護に関する施設要綱」が提案されている。それに対して小河滋次郎は次のような意見、注文を付けている。

① 乳児を対象に加えるべきである。

児童保護の対象に「学齡児童」「学齡未満児童」に加え、「乳児」を加えるべきであること。

乳児の保護は胎児に及ぼし、乳児胎児の保護を徹底せしめるには、妊婦及び産婦の保護が必然である。大阪市では、乳児保護の産科院、児童相談所、母の会の施設をすでに開始している。

② 乳児の他、特に「私生児」を加えるべきである。

我国では、私生児であるがゆえに悲惨な境遇にある子どもがいる。

③ 児童保護委員に婦人を採用すべきである。

さらに、小河は、大阪府に於ける乳児保護施設案(参考資料)として提示しているが、最初に、妊婦又は産婦について言及していることは特に注目される点である。

・妊婦又は産婦は、生計困難その他の事情の為に静養治療産生児保育等に必要なる注意を欠き、又は、手当を為し、能わざる者に相当助力の方法を講ずること

・方面委員は、部民の生活状態の調査に際し、特に妊産婦の有無に注意すべきである。

・助力の手段としてとるべき要項として次の点を指摘している。

妊産婦の心得、医師や産婆の手当を受けること、医師の診察を受けさせること、妊産婦に適当な職業紹介、分娩前後凡そ一か月内における生計費の補助、治療費又は助産費の補助、費用の補助は貸付(職工や被用者その他の労働者については、工場主親方の関係者で相当救護の責任を尽くすべきであること)などが列挙さ

¹⁶ 『慈善』は中央慈善協会によって、明治43年7月創刊。『社会と救済』～『社会事業』大正10年3月～、『厚生問題』(昭和16年～)と改称、戦後、月刊福祉となる。社会事業協会(-8巻1号)→中央社会事業協会(8巻2号-18巻9号)『厚生問題』26巻1号(昭和17年1月)-[28巻10号(昭和19年12月)]

れている。

とりわけ関連機関の連絡調整の必要が強調されていることは注目すべき点である。貧困妊産婦を中心にすえた地域のあらゆる資源を包括的にシステムティックに連携させよという提案である。警察署、区役所や町役場、大阪市の場合は救護課（市立産科院、市立児童相談所、市立職業紹介所、市立簡易食堂等）、市町村衛生組合、大阪府医師会、大阪市医師会、恩賜財団済生会（病院、診療所、巡視員）、赤十字病院、弘済会、私立大阪府衛生会、産婆会、産科医院、産院、妊婦扱所、婦人科開業医及び産婆、大阪府救療事業同盟会、博愛社その他の私立育児機関、婦人会、私立職業紹介所、大阪毎日新聞慈善団（巡回施療）などが地域の資源として挙げられている。

小河は、大阪の先駆的事例を紹介し、いかに貧困妊産婦の対策が重要であるか、それは、関係機関の連携のもとで実現することができることを強調している。巡回施療を組み合わせながら、妊婦が出産を終えた後も、貧困からの脱却のために職業紹介所などと連携すべきであるとも言っている。貧困妊産婦の生活支援について、就労相談を組み込みながら関係機関の連携のもと、きめ細かな支援体制を構築することは、学ぶべき点が多い。今日の貧困妊産婦対策としてもなかなか実現困難なように思える。パーソンセンタードケアともいべきもので驚くほど成熟し、先見性に富んでいる提案である。

2. 大正9年内務省保健衛生調査会「妊産婦保健増進に関する件」建議

中央慈善協会『救済事業調査要項』（明治44年10月）では、救済事業に関する事項において、児童保護事業で育児事業等があげられているが、そのなかに妊産婦は見当たらず、まだ、政策的な関心事とはなっていないことがわかる。ただ、窪田静太郎「社会事業と衛生事務¹⁷⁾」によれば、すでに、後藤新平局長が提出した「労働者疾病保険法案」（明治31年1月27日）において、第7条・労働者に給与すべきもの左の如し、として

1. 病者に医療薬剤の・・・、治療品を供与する費用
2. 病者を暴飲に入れ療養させる場合の費用
3. 病者に療養中手当金給与
4. 産婦に産褥中手当金を給与（分娩の日より各日数によって給与）
5. 病者を家計に引き取れない場合はその引き取りのために要する費用

6. 死亡者に葬式料を供与

と、案とはいえ、社会事業と衛生のかかわりのなかに、貧困妊産婦への手当給与の発想がすでに芽生えていたことがうかがえる。

大正9年9月内務省保健衛生調査会第一号議案「児童及び妊産婦保健増進に関する件」建議で、貧困産婦、巡回産婆、産院、相談所が提案されている。

- 一 都市に於いては貧困なる産婦を收容するため産院を設置すること
- 二 産院には巡回産婆及び巡回看護婦を附置し收容すること能はざる貧困なる妊産婦の助産及び看護に従事せしむること
- 三 産院に附設する産婆養成機関
- 四 産院に附設する妊婦相談所
- 五 都市における育児相談所の設置
- 六 妊婦相談所に附設する巡回訪問員についてなど15項目にわたっている¹⁸⁾。

建議に触発されたのだろう。全国で妊産婦保護事業が展開していく。たとえば、岡山の小児保健協会の取り組みなどは、極めて興味深い。岡山県赤磐郡鳥取上村小児保護協会は、大正11年1月、妊婦の保護を開始している。分娩時の保護として、細民産婦の無料助産が規定されている。この事業開始には、済世顧問であり、同村小学校医でもある山本徳一と校長遠藤長定が深くかかわっていたという。済世顧問といういわゆる方面委員制度が妊産婦保護、そして細民産婦支援につながる事業を開始したことは画期的で特に注目される¹⁹⁾。

愛媛県日赤愛媛支部では、大正11年夏に妊産婦保護事業を開始している。分娩費用を自給できないものを対象としている。大正12年、京都府産婆組合は、京都府社会課から一般貧困者の妊産婦助産事業の囑託を受け、社会奉仕として、貧困妊産婦保護の任務を尽くすこととした²⁰⁾。後藤新平、窪田静太郎の流れを汲む保健衛生分野からの貧困妊産婦への接近は保健衛生調査会を経て、社会事業と重なりながら全国に波及していったことが推察される。

3. 内務省社会局における動向

大正11年9月『内務省社会局救貧法問題資料』は、日本の救貧法改革について、英国救貧法を検討することを通して、その問題を指摘し、我国における救貧法の在り方を検討するうえでの資料を提供している。これらの基礎資料をまとめたのが、社会局の囑託であった小島幸治である。小島立法構想については、寺脇隆夫の詳細なる研究がある²¹⁾。妊産婦という視点で見る

¹⁷⁾ 窪田静太郎は、この「社会事業と衛生事務」『社会事業』6巻-10号、大正12年1月において、衛生事務は社会事業に対して重要な部分を占めているとし、妊婦の保護、産婦保護、産婆の養成配置を重要事業と位置付けている。

¹⁸⁾ 妊産婦保護事業に関するレポートは、いわゆる猪間驥一レポートであり、和田みき子『猪間驥一評伝』に詳しい。

¹⁹⁾ 『社会と救済』Vol.6-11、大正12年2月号

²⁰⁾ 京都赤十字支部において、京都府社会課主事各員と協議会を開き、その実行方法について打ち合わせをし、共同敏捷に貧困妊産婦保護の任務を尽くすこととせり、因に貧困妊産婦にして之が無料取り扱ひを受けんとせらるる向きは、最寄りの府社会課主事又は、最寄りの産婆組合員にその旨申し出無料券受療の手續きを了せらるべし『京都医事衛生誌』、第349号、大正12年4月

²¹⁾ 寺脇隆夫（2007）『救護法の成立と施行状況の研究』ドメス出版

と大正14年7月「窮民救助法案要項」「救助事由別の方法」に老衰者、病者、妊産婦、幼弱者があげられており、とくに妊産婦＝病者に準ずると規定されていることは注目すべきことである。この動きに呼応するように、新聞各社でも「内務省社会局で我国の救貧制度を改正する動き」があることを報じている²²。ただ、新聞では、貧児保護には触れているが貧困妊産婦は一切登場していない。

大正15年6月に社会事業調査会が設置され、救貧法をめぐって新たな展開がみられることになる。とはいっても、昭和2年6月、社会事業調査会の答申『一般救護に関する体系』で、救貧の客体としてあげられているのは、廢疾、老衰、疾病、幼弱者であり、妊産婦は対象とはなっていない。また、同年9月の「児童扶助法案要綱」においても、妊産婦はその対象とはなっていないのである。

昭和3年春、政策協定により、新救貧法案の制定が当時の田中内閣の約定となった。このことによって、政治課題として救貧制度の確立のための法案づくりが社会局に要請されることになった。そして、新しい救貧制度の基礎資料を得るために、全国規模の初めての要救護者数調査（昭和3年5月末から6月）が実施される。

ここで注目したいのは、この要救護者数調査の調査要項である。「不具廢疾・疾病傷痍者・妊産婦・老若・14歳未満の幼者」と妊産婦が入っている。そして、妊産婦は（1）四週日以内に出産スルコトアルベキモノ、（2）死産6週日ヲ経過セザルモノ、と規定されている。

同年夏「公救護法案摘要」が登場する。その「救護対象の具体的範囲」に「妊産婦」があり、産前一週日産後三週日（＝絶対安静期間）と規定されている。このように昭和3年にはいって、はっきりと妊産婦を救貧法に位置付けるといふ動きがみられる。特に、要保護者数調査の調査要項に「妊産婦」が入っていることは極めて注目すべきことである。昭和2年6月の社会事業調査会の答申の段階では、まだ、妊産婦は意識されていなかったのだから、いつ、どのタイミングで組み込まれたのだろうか。貧困妊産婦を対象とした民間セクターの存在が大きいのではないか。それを探る手立てとして、次に大阪と東京の民間セクターの貧困妊産婦への取り組みをみよ。

VI. 大阪における先駆的取り組み—「慈善団」の貧困妊産婦への接近

1. 大阪毎日新聞社慈善団の無料助産事業

大阪は、「帝都東京」より早く産業化がすすみ、労働

者の貧困化にともなう救済事業、とくに育児事業へのとりくみが早かった。明治19年設立の私立愛育舎をその嚆矢とし、明治20年代には、聖約翰学園、博愛社、大阪汎愛扶植会が設立され、育児事業を行っている²³。明治31年、大阪慈恵病院が組織される。これは救済事業の最初の施設である。大阪市は、明治22年から、救恤に着手し、明治41年市会が窮民救助規則を決議、公布している。明治34年には、慈善団体懇話会²⁴が発足、慈善事業家の組織化が進んでいた。中でも明治43年に大阪毎日新聞社慈善団（以下、慈善団）が創設されたことは注目すべきことである。

慈善団については『慈善団二十年史』（昭和6年7月）（以下、二十年史）に詳しいが、第五代社長本山彦一の存在が大きい。本山は、慈善団組織の理由を次のように述べる。

「一本の指のうずきは、同時に全身の苦痛である。社会の一隅に、生活に疲れ、病に苦しむ者の存することは、すなわち、社会全体の悩みでなければならない。……この時に当たって必要なるは、社会連帯の観念である。相互扶助の精神である。この点に着眼して慈善団を組織した。貧富の融和と人心の融合を図らんがため……」

さらに、本山は、海外の動向にも目を向けている。社会事業の海外視察に赴く生江孝之²⁵に、情報収集を委嘱し、生江は、毎日新聞紙上に海外事情を掲載している。社会の変化に呼応して、社長自ら率先して、社会事業に取り組もうとした意気込みが伝わってくる。財源は「一般の寄付ではなく、新聞社収入の一部を割いて充当」また、救済事業で、「移動式病院による巡回診療を行うこと」が大きな特徴であった。

このように慈善団は、アウトリーチ型の救済をめざしていた。それが貧困者の救済にとって効果的であると考えていたのである。その発想は極めて斬新である²⁶。ただ、医療器具をもって路地に分け入って救済するのは、実際には困難であったようで、まず、巡回診療班をつくって、「ドン底街の寺院、学校、警察署等に人々に移動してきてもらう」ことにしたようである。その後で、「病院船」を採用し、市内の水運を利用して各地に移動させる方法をとった。寺院、学校と並んで、警察署と協力関係を結んでいたことは、その後の展開を考えると興味深い。

本山は、次のように書いている。

「われらの目標は、単なる一時の救済ではなくして、『人間建築』にある。……我らは信ずる。我らの事業は、社会的立場から見て、無形の利潤を収むるところの、最も有利なる投資事業である」

—新聞社の社長として、社会連帯主義の思想にもとづいて事業にとりくんでいたこと、また、社会事業は

²² 寺脇隆夫前掲書63ページでは、東京朝日新聞および東京日々新聞をあげている。

²³ 大阪社会事業連盟1937『大阪府社会事業要覧』p.2

²⁴ 明治36年、全国慈善同盟会に発展している。創立に際しては、貧困研究会（庚子会に改称）が一切の事務を担当している。

²⁵ 生江孝之は、明治41年、内務省、大阪市、神戸市、大阪毎日新聞社の嘱託を受け、社会事業及び都市行政調査の為欧米各国に出張、翌年帰朝している。篠崎篤三編（1938）『生江孝之君古稀記念』生江孝之君古稀記念會

²⁶ 生江孝之が、欧米のアウトリーチ型の先進的な事業について、慈善団に情報提供していたと考えられる。

社会的投資と考えていたことが窺え、極めて新しい経営者像を読み取ることができる²⁷。社会事業を一時的な救済ではなく、「人間の建築」につながるものであり最大の投資であるというスタンスは、実業家の社会貢献活動そのものである。また、新聞というジャーナリズムが社会事業に接近したことは、社会事業が新聞を通して世論を動かす存在となっていたことが読み取れる²⁸。新聞社がその社会事業の供給主体として慈善団を立ち上げたことは、この時期の日本の社会事業の発展にとって大きな意義があり、きわめて先取の精神に富んだ取組みであったと評価できる。

この慈善団の事業は、1. 他の慈善団体の事業援助 2. 罹災者救護 3. 薄幸者救恤 4. 貧民施療の4つの事業からスタートし、その後、大正11年に、1. 疾病者の救療 2. 罹災者の救護 3. 薄幸者救恤 4. 他の慈善団体の助成 5. その他防貧又は救貧事業、となり、疾病者の救療が第一に変更されている。貧困妊産婦をあつかっているのは、3. 薄幸者救恤「産育事業」である。この中心は、無料助産と産後の家庭訪問で、まさに貧困妊産婦を対象とした事業で注目すべきものである。この事業開始のいきさつは、次のとおりである。

慈善団は、明治44年巡回病院を開設したが、大阪市内及び近くの村を巡回してみると、貧困労働者の妊婦が、その分娩時に適当な助産婦を雇うことができないため、不幸にも産褥に呻吟したり、あるいは、母子ともに倒れる者が少なくないのを見聞した。これ等の貧困にして不幸なる妊婦救済の一方法として、大正3年、慈善団指定の助産婦申込所を設け、適当な助産婦を紹介し、かつその分娩費用を慈善団が負担するということにした²⁹。

そこには、助産婦の名前があげられている。助産婦、崎山米、上田てる、青木しげ、愛生看護婦協会西川芳、藤川多稔の5名である。この事業を利用するには、警察署を通して慈善団に申請する必要があり、慈善団が市内五か所にある開業産婆に嘱託し、「妊、産、褥中の手当を受けさせ」その実費は慈善団が負担するというものであった。物質的に恵まれない家庭にとっては、大いなる福音であるはずであった。が、新聞広告を出し、

警察に紹介を依頼し、宣伝をしたが、開設当初は、お産に無頓着な人が多く、反響をよばなかったようである。

その後、大阪府に方面委員制度ができ、方面委員と一体となって、拡大していった。嘱託産婆は、大正10年7名、大正12年、40名、大正14年には50名、昭和3年100名となっている。この慈善団の取り組みは、大阪の方面委員制度と深く関係しているところから、救護法の対象に妊産婦がいる一助となったのではないかと考えられる。

実際、貧困妊産婦への無料助産の成果は非常に大きく、大正15年生まれの子の乳児死亡率は、20.7%であったが、昭和2年には13.3%と減少している。一般の細民階層の死亡率は、30%以上であったといわれ、それにくらべると大阪の乳児死亡率を低減させた無料助産の取り組みは、大きな成功であった。

このように慈善団の貧困妊産婦無料助産事業は、乳幼児死亡を低減させるという成果を生み、救護の対象として貧困妊産婦を位置付けるという道筋をつくる一つの要因になったといえよう。

2. 家庭訪問婦井上松代という女性ケースワーカーの登場

慈善団の無料助産事業は、「家庭訪問婦」を設置することで、さらにブラッシュアップされる。大正12年から家庭訪問委員（家庭訪問婦³⁰）が配置され、嘱託産婆と連携して、様々な相談にのっている。嘱託産婆とは別に貧困妊産婦保護のために「家庭訪問婦」という女性が新たに配置されたのである。

家庭訪問婦は、無料助産事業を徹底させるために設置された。「単なる文書啓蒙ではその効果は薄いので、足で直接産婦を戸毎に訪問して、母親の生理、衛生を相談し、指導する仕事をになった。それは、「ケースワーカー」であり、井上松代³¹」という人であった。井上松代は、大阪の最初の家庭訪問婦であり、その代表的人物である。産婆ではなく、婦人方面委員でもない位置づけである。

井上松代の仕事ぶりは、「五十年史³²」によれば、次のようなものである。

²⁷ 生江孝之に加えて、石井十次の事業に深い敬意を寄せ、相当な寄付をしていた。また、救療事業や獄中、出獄人保護にも視野に入れた事業を展開していた。

²⁸ 明治44年10月26日開設の大毎慈善団巡回病院について社告では「…現時我が国に施薬救療の機関や篤志家はないわけではないが、皆、貧困患者の来るのをまつのみにして、未だ自ら進んで救済の任にあたるものがない。そのために、家屋は陋屋破窶の下に呻吟する病者常に治癒することなく、ついには一家破滅し、また、往々にして悲惨の最期を遂げるに至る。わが社は即ち社会救済の一策として此巡回病院を起し、自ら進んで貧民窟に入り、親しく救療の事業に従事せんとするなり。」と報じている。

²⁹ 「乳児死亡率は文化の程度に反比例するといわれ、文明国では乳児死亡率が低下していくことで、自国の文化が次第に高まっていくバロメーターとしている。日本の死亡率は、貧民窟では、生児の3割が一年未満で死亡しているとし、われわれは、次の時代を、今の乳幼児に手渡さねばならない、そのためには、まず良き第二の国民をつくるのが必要で、『母性と乳児を保護』—これがわが慈善団が大正3年無料助産事業を開始した所以である。」と二十年史で、述べられている。

³⁰ 家庭訪問委員という場合と家庭訪問婦という場合があり、厳格に定義されていたわけではないようである。

³¹ 京都医事衛生誌(181)(京都医事衛生社、1909-04)によれば、明治24年京都看護婦学校別科第7回の卒業生名簿に井上松代(鳥取)の名前がある。また、大正13年9月『方面時報』(第8号)に大阪毎日慈善団に関する記事があり、そこに井上松代の名がある。それによれば、慈善団では、大正13年度から新事業として家庭訪問委員の制度を始めた。一般の生活改善上すこぶる有効なる施設となり、かつ、巡回診療班と相まって病傷者の手当看護等は嘱託助産婦の巡視により一層徹底せる処置を為すことができる。同訪問委員として京都同志社出身の井上松代女史専らその重任を担当されている、とある。

³² 慈善団『五十年史』pp.58-65

「(家庭訪問婦の)最初の役を担った人が、同志社大学出身の井上松代さんで、・・嘱託産婆や方面委員と連絡をとり、各地域の共同長屋を巡回訪問、そこで、主婦や娘さんと小規模の茶話会を開きながら、お互いに知識を交換しあうような雰囲気をつくり、生活指導を気長にやった。井上さんの家庭訪問は、それこそ雨の日も風の日もたゆみなく、20年間近く続けられ、ある年など、訪問回数千三百余のレコードをつくったのももちろんであるが、家庭訪問婦としての井上さんの優しい人柄、勉強熱心、世話好き、説得に説得を続ける努力に負うものがあつた。」

家庭訪問婦とは、嘱託産婆と方面委員の間の連絡調整を行う女性であったことがわかる。産婆でもなく方面委員でもない女性がいて、貧困妊産婦の今でいうところの「生活相談」を担っていたのである。女性ソーシャルワーカーのさきがけといってもよい。

井上松代は、家庭訪問婦として、その活動を次のように詳細に書き記している。『二十年史³³⁾』には、様々な事例が次のようなタイトルで記載されているが、厳しい環境でお産をしているまさに貧困妊産婦の実態が読み取れる。

大正15年度(昭和元年度)の生産児227人について産児とその産所について詳細な調査を実施し、出産場所について次のような結果である。

- ・船中(淀川を船で鮒運びをする夫婦船)の中で生まれた(3人)1.3%
- ・木賃宿や合宿所で生まれた(25人)11%
- ・一軒の家に三世帯住んでいるところで生まれた(8人)3.5%
- ・一軒に二家族連れの世界帯で生まれた(83人)36.5%
- ・一軒に一世帯の家に生まれた(96人)42.2%
- ・調査不能(12人)

約1割が船中や木賃宿でお産をしている。また、雑居世帯の中で出産するものも4割いる。井上は、住環境と家族数について詳細に調査している。そして「一軒一世帯」というと贅沢なように思えるが、一軒一室の家は14軒(畳数3枚2軒、4枚2軒、6枚7軒、8枚2軒)、家族数が多いこと、あきれるほどひどい不潔な環境であり、密集した劣悪な住環境であると報告している。

その他「移転からみた家庭相」では、生まれた子どものうち4割近くが一年間とひとところに住んでいないこと、夜逃げなども多いこと、母親の生い立ちでは、小学校4年から労働市場に出る場合が多いことなどの実態が明らかとなっている。井上の調査の方法や結果の報告は、洗練されているとはいいがたく、未成熟である。とはいうものの、住環境や衛生、母の生い立ち、

転居、子どもの死亡率など、日々の訪問で得た経験に基づいた情報は、極めて貴重であり、無料助産の役割がいかに重要であるかを世に伝えるものとなっている。

井上松代は、竹中勝男『福音の社会的行者：日本組合基督教会並同志社関係社会事業家列伝³⁴⁾』(昭和12年)「児童乳幼児保護事業」の項で保良セキとならんで次のように紹介されている。同志社女子専門学校を卒業、米国に留学「社会衛生学」を研究、その後「大阪毎日新聞社会事業団で良き奉仕をされた」人物である。

大阪毎日新聞は、東京日日新聞を買収する。大阪における社会事業の取り組みが東京にも拡大していったことは想像に難しくなく、この買収は、大きな意味をもつものであつた。東京日日新聞社は、大正12年9月1日に無料助産事業を開始している。が同時に関東大震災があり、罹災妊産婦のための巡回無料助産を開始。大正13年6月、無料助産事業の嘱託助産婦と慈善団との連絡をとる仕事を担う家庭訪問委員(家庭訪問婦)を設置、昭和4年度の取扱数は414人であつた。東京支部の病院は、次のメンバーで構成されている。東京帝国大学眼科医長医学博士石原忍、瀬川小児科病院長医学博士瀬川昌世、浜町病院長医学博士木下正中、胃腸病院長医学博士平山金蔵、中原病院長医学博士梅沢哲郎が医務顧問。昭和6年6月、東日社会事業団として独立している。毎日新聞記者の村島帰之について触れておかねばならないが本稿では紙面の都合で省く³⁵⁾。

3. 大阪府の乳幼児保護と貧困妊産婦

大阪府は、全国に先駆け、大正7年6月救済課を新設、大正9年1月、これを社会課と改称、大阪市も大正7年7月に救済課を置き、9年4月には組織を拡大させ社会部とし、行政として社会事業を組織的に展開している。また、大正15年には、大阪市は、窮民救助規定を設け、「市住民にして幼弱、老衰、不具、廢疾、傷病などで自活できず、かつ他より扶助を受ける道なき窮民を救助する」こととなつた。

大阪府は「貧民の衛生調査」を実施し、大正7年10月、報告書を出している。この衛生調査は、三田谷啓の下で、大阪貧民の衛生状態を調査したもので、その対象は、391戸、2500名の住民である。畳数、家賃、母親一人当たりの出産数(一人当たり6人余)を調査、その結果「私生児」は「公正児」の3倍強であること、「私生児」の死亡は、「公正児」の約5倍であること、婚姻年齢は、早婚であり、女子は19歳、男子は21歳であること、乳児死亡数は日本の平均が1000人につき、158人だが、東京は153人、大阪234人と高率であること、眼病者の多さ、特に女兒が多いこと、栄養不良のために病的現象が生じていることなど、詳細な結果が報告されている³⁶⁾。

³³⁾ 慈善団『二十年史』pp.184-196

³⁴⁾ 日本組合基督教会事務所

³⁵⁾ 村島は、毎日新聞社の記者であり、本山社長の後援で「ドン底生活」を掲載している。また、小河滋次郎や賀川豊彦とも親交があり、キーパーソンである。

³⁶⁾ 島村育人「大阪市貧民の衛生調査」『大阪医学会雑誌』第17巻第10号、大正7年10月

また、同時期に工女の調査が実施されていることも注目される。高見健一「最近の工業と工女の産時保護」『助産の葉』第269号、大正7年10月は、次のように妊産期の女工に対し工場法の限界を指摘している。

「・・・工場法では、産婦に於いては5週日の使用禁止をなせるに過ぎず、而して全国の死産の総計は、非常なる増加を来せり。これは、工業の進歩とともに女工増加しその妊産期の衛生及び本来の健康の大きいに害せられたる結果にして生活の困難と共に農村の女子ますますこの方面に向かわんとする際注意すべき問題なり。」

その他、大阪慈恵看護婦会、大阪乳幼児保護協会などの取り組みがある。明治30年に大阪医学校病院の看護婦戸田富士子他33名の看護婦によって、**大阪慈恵看護婦会**が一般市民のために設立され、大正3年、4年には、出征軍人家族や貧困妊婦に対して助産婦を無料で派遣している。また、大正2年宇野慈善資金の資金提供先として(1)貧困者の販郷旅費、(2)貧困者の療養に必要な衣食住費、(3)貧困者の分娩又は産後の手当に必要な費用、(4)貧困者の葬儀費用、(5)貧困者の保護教養費用等があげられており、(3)にあるように分娩費用や産後のケアのための費用に充てられている。この基金は、南区在住の宇野重兵衛の喜寿のお祝いに際しての個人的な寄付行為による資金であり、その管理は「大阪救済事業研究会」に託されているところから、(3)が加わったのは、大阪救済事業研究会の差配であると思われる。

昭和2年7月、府市及び民間の有志により大阪乳幼児保護協会が設立されている。乳児保健所の設置と普及を主要事業とし、昭和3年以降、市内各所に設置されている。協会は、全国に先駆け、昭和2年以降、毎年乳幼児保護の週間運動を起し、乳幼児死亡率の低減の中心的組織となっている。赤十字社病院に乳児病室を特約し、貧困乳児を救済するという取り組みをしていることも、貧困妊産婦との関係で特に注目される。

大阪の社会事業の進展には、小河滋次郎³⁷の果たした役割が大きい。小河は、大正2(1913)年に大阪府の救済事業指導嘱託となっている。大阪は、小河の立案で、大正7(1918)年10月に方面委員制度を公布し開始した。小河がこの制度の立役者であったことはこの場で繰り返す必要はないだろう。それだけでなく、注目すべきは、研究機関の必要や施設事業間の連絡統

一のために大阪救済事業同盟設立を進言していることである。本同盟は、大正14年に大阪社会事業協会と改称し、府下のすべての公私社会事業を網羅する連絡統一調査研究機関となっている。小河は、政府の救済事業調査会の主要なメンバーでもあり、大阪の救済事業指導嘱託の経験をもとに、乳児保護についての具体的な提案を調査会に対して行い、その中に貧困妊産婦に対する保護施設も提案していることは既に述べたところである。これは、極めて重要な提案であった。大阪に於ける貧民窟に分け入って貧困妊産婦ひとりひとりに対応する無料助産事業や井上松代に代表される貧困妊産婦へのソーシャルな活動が小河の提案の基礎となっていたといえよう。

Ⅶ. 東京における妊産婦保護— 賛育会の設立とその影響

1. 婦人と小児の救済

大正5年5月に、東京帝国大学学生キリスト教青年会が本郷駒込追分に学生会館を建設した。「細民に対する夜間診療」を行うこととなり、大正6年夏、学生会館の地下の一室に診察室を設け、青年会の先輩で、東大医学部病院で研究中だった数人、橋本寛敏(後に聖路加病院長)、大槻菊雄(後に東大医学部外科教授)、藤本武平二(後に藤本病院長)らが協力した。大学青年会診療所は、河田茂(後の賛育会病院長)や広瀬興(後の母子愛育会福祉部長)が中心となって、藤田逸男(家庭購買会)や片山哲、星島二郎(法律相談所)らも他の事業を通じて協力する体制が整えられた。その後、東京市内の診療事業を必要とする場所として、本所区太平に診療所を設置することになり、大正7年3月「賛育会」が誕生する。準備の段階では、木下正中³⁸に後輩の河田茂が合流し、そこに高田慎吾³⁹、吉野作造が加わっている。新たな場所として、当時、本所区警察署長であった川村貞四郎⁴⁰が地域の空き家を紹介した。川村は、賛育会の事業計画に託児所の経営を加えてほしいと希望している。

賛育会の設立発起人は、木下正中(初代理事長)、吉野作造(二代理事長)、三輪信太郎、五島清太郎、西崎弘太郎、塚本道遠、下瀬健太郎、鳩山秀夫、高田慎吾であり、特徴としては、その夫人たちも発起人として名を連ねていることである。大正デモクラシーの先頭

³⁷ 小河滋次郎は、1864年上田に生まれ、1884年東京専門学校を卒業し、穂積陳重の知己を得、監護学の研究を進められる。東京帝国大学法科の選科に入学し卒業、内務省属となる。内務省では、警保局監獄課に属し、ドイツに留学し監獄状態を視察。1897年に警視庁典獄(監獄長)となる。1903年「未成年犯罪者の処遇」で博士論文を書き、法学博士となる。1918年、大阪府知事林市蔵のもとで、ドイツのエルバーフェルト制度をモデルとした方面委員制度の創設に尽力したことで有名である。乳児保護や妊産婦保護の重要性を述べていたことでも知られる。救護法の成立をみることなく、大正14年4月、61歳で没している。司法省主流の懲罰主義に対し、小河は、教育保護主義を主張した。

³⁸ 大正6年9月に東大医学部産婦人科教授を退官し、欧米を視察して帰国した直後で「老後の仕事として下層者のための産院をつくってみたい」と考えていた。『賛育会五十年史』pp.15-20

³⁹ 東京帝国大学法科大学独逸法律科卒業後、東京市養育院に勤務。明治42年に渡米、その後内務省職員、大原社会問題研究所研究員。クリスチャンで、児童問題の研究者。賛育会創立に携わる。東洋大学教授として、社会事業専門家の養成にも携わる。

⁴⁰ 川村貞四郎は、東京帝国大学法科大学独逸法律科卒業、大正4年6月、警視庁警部に任命され、以後、内務事務官、警視庁書記官、保安部長などを歴任。

を走る吉野作造にとっては、当たり前なこと、また、木下正中にとっては、婦人と小児の保護救済を目的とする賛育会なのだから当然と思ったのだろうが、やはり夫人たちを役員に加えたことは、斬新であったとしか言いようがない。

その趣意書は残念ながら現存しないが、趣意書を作成した藤田逸男は、『賛育会五十年史』のなかで「河上肇の『貧乏物語』に触発されたこと、防貧事業の趣旨から説き起こして、産院の必要性、母性の保護と共に生まれ出る人生の第一歩から健全であらしめたいという思いがあったこと、キリスト教の精神に基づき、婦人と小児の保護保健及び救済を為す目的があった⁴¹⁾」と書いている。

大正7年3月25日の東京朝日新聞は、大学基督教青年会の新事業、賛育会について、大きく報道している。

「貧しい妊婦を保護—大学から医者や産婆が出張して親切に世話・・・基督の主義に依って妊婦及び嬰兒の保護救済に任じようといふことで、そのためには、①妊婦相談所②乳児相談所③産院④保育所を設ける計画である。・・・妊婦や児童の保護ということも各国ではもうとうに実行している。仏蘭西などでもこの戦乱から人口が著しく減るといので、婦人が妊娠すると直ちに国家は保護を与えるというような制度もある。遺憾ながら我国にはこういう設備が欠けている。妊婦に楽々とお産をさせ、不潔な産具等を用いないようにしてやって、健全な子どもを生育させることは、社会政策上最も必要とされることだということは、吉野博士らも常に言っていることである・・・。」

葬式ができず6個も骨壺がある家の話、父母が稼ぎに出た後、子どもばかりで留守居をしている家や、病人がバタリバタリと寝そべっている暗い部屋の悲惨な有様が掲載されていて、センセーショナルな記事である。

大正9年5月発行の中央慈善協会編『社会事業名鑑』では、事業の分類項目として、施薬救療並びに妊産婦保護事業があげられている。妊産婦保護事業として、掲載されているのは、次の東京と大阪にある5か所である。

- ① 巡回産婆看護婦会：日本基督教女子青年会附属、大正7年6月設立、労働者の家庭を巡回して妊産婦の世話及び病人の看護等
- ② 賛育会本部（所）産院：大正7年4月⁴²⁾、妊婦乳児相談所、保育所を設ける。細民の妊婦を家庭に訪問し、若しくは来院せしものに種々の相談に応じ乳児の養育に関して注意を与え、かつ疾病に罹れるものには施療をなし、産婦は低廉の入院料を以てこれを収容し、若しくは、家庭に産婆を派して、助産せしむ。なお、付近細民の子女を収容して昼間保育をなしつつあり。「五十

年史」によれば、関東大震災で本所産院により全焼したが、すぐに仮病舎を立て、大正13年1月には、巡回産婆の訪問事業を開始している。外来の前後の時間を利用し、一度が異例で来診したことのある妊婦を一か月に一回訪問したとのことである。

- ③ 仲田助産所：大正2年10月、仲田マスエ設立、一般の助産をなすの傍ら、貧家の妊婦に対して無償助産をなし、かつ産前産後に要する材料等も一切給与。大正6年中の救護人員は68名、極貧の妊婦は特に本所に収容し無償分娩せしむ。
- ④ 大阪産婦園：大正3年9月大阪看護婦会長前山マサ子が一一般に妊産婦を収容して助産をなすの傍ら、その貧困者に対して保護救済をなすのも雨滴をもって設立。当初は一家屋を借り受けて事業を開始し、収容者も数名に過ぎ去りしが、漸次その数増加するに至りしかば、5年2月収容室数90有余を有する現在の場所に移転した。
- ⑤ 大阪市立産院：大正9年4月、大阪市において、中産以下の妊産婦を救護せんがために設立。入院は無料、食費は自費を原則とすれども、貧窮者には特に給与の方法を設ける。本邦自治体におけるこの種の施設は蓋しこれを以て嚆矢となす。

2. 賛育会と東京府社会課の共同研究—産院を通じて観たる母子の状態

大正15年9月『東京府社会事業会報』(29)に掲載された東京府社会課「産院を通じて観たる母子の状態⁴³⁾」は、東京府社会課と賛育会との共同研究の結果である。児童保護のサイドからの調査であるが、母の健康、労働面の調査が実施され、調査として、極めて示唆に富む結果が明らかになっている。概要は次の通りである。

- (1) 調査の趣旨
 - ・ 児童の保護は胎内にいる内より始めなければならない。
 - ・ 科学的方法による調査に基づいて数量的に世に訴える。
- (2) 調査の主体
 - ・ 東京府社会課
 - ・ 賛育会産院理事長木下正中博士の後援を得る。
- (3) 調査時期と対象、調査員、調査票
 - ・ 大正12年3月より東京府における妊産婦保護事業団体に於いて、取り扱った妊産婦の爾後の調査を実施
 - ・ **妊産婦調査票**（表5参照）
 - ・ 大正8年、9年、10年、11年の過去4か年間にわたって、賛育会産院に於いて分娩した母子の家庭を訪問調査

⁴¹⁾ 『賛育会五十年史』 pp.19-20

⁴²⁾ 『賛育会五十年史』では、大正8年8月となっている。我が国において、庶民層を対象とした産院は、これが最初であり、特筆すべきこととも書いている。当時、社会事業の先進地である大阪市にも例を見ない施設であった。

⁴³⁾ 『東京府社会事業協会報』(29) 大正15年9月、pp1-40 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1487587/1/4>

表5 妊産婦調査票

妊産婦調査票

(No.)

妊産婦氏名		調査年月日				調査員名	
年齢		職業		教育程度		備考	
本籍					婚姻関係		
現住所							
家族状況	続柄	年齢	職業	教育程度			
	父母、夫、其他						
住宅	家賃		向キ/光線		便所/位置		
	畳数		井戸水道/別		其/他		
	家屋構造		下水状態				
分娩/及 難易 状態 前	分娩/場所		産前/休養日数		産後/休養日数		
	同上在所期間		産後/休養日数		死産流産/別		
	難易		産前/診察回数		第何回目/産		
	労働/程度		産児/手当者及其/処置				
	前産/難易						
産児/状態	生年月日		母	授乳者続柄	人工栄養	保育者(続柄)	回名 及 養 量 一 品
	性別						
	氏名		乳				
	届出年月日						
備考							

出典、大正15年9月『東京府社会事業会報』(29) pp.2-3より筆者作成

- ・調査員は、東京府社会課児童係児童保護員
- (4) 調査の方法
 - ・妊産婦調査票(カード)を用い、賛育会産院で分娩した家庭を訪問
- (5) 主な調査結果
 - ①「私生児」(夫なきものの出生児)の母の状態
 生後の栄養が不相当で死亡するものが相当ある。
 職業は、女中、芸妓、紡績女工などである。
 奉公中に妊娠
 - ② 母の職業と産前産後の休養日数
 大正16年度(昭和2)から施行予定されている健康保険法では、産前6週間、産後6週間計12週休養しうるのであり妊産婦にとって福音であるが、本調査の産婦の場合は、
【産前】
 産前にまったく休養しないもの(57.9%)
 7日(7.34%)
 14日(7.4%)
 21日(1.7%)
【産後】
 産後にまったく休養しないもの(7.4%)
 7日(2.8%)
 14日(8.0%)
 21日(50.0%)
 30日(12.3%)
 - ③ 移動性が高い
 - ④ 母親の教育程度が相当低い。産婦の約半数は義務教育を終えていない。健全な常識を欠くものであるということである。母としてどうなのか。

- ⑤ 在院期間について二週間以内で退院するものが少なくない。産婦の身体回復上悪い影響を及ぼすものである。
- ⑥ 母の労働状態と分娩、乳幼児の健康の関係についてさらに探究すべき。
- ⑦ 産前の休養数と分娩の難易度についてもさらに探究すべき事項
- ⑧ 慈善産院の場所は交通の便の良い所に設置すべきである。

この調査は、児童保護の在り方を追求することを目的とした調査であるが、妊産婦調査票を特別に設けることで、貧困地域の妊産婦の産前産後の生活の厳しい実態を明らかにすることに成功している。乳児死亡率が高くなる理由は、その母にあることを母の生活実態から、世に知らしめたといえる。そこに大きな価値がある。貧困女性労働者の妊娠出産、産後の暮らしを社会的にサポートする必要性が強くあるにもかかわらず、女性たちは、転々としていて行政が把握しようとしても難しいという実態をあぶりだしている。とりわけ妊産婦調査票の精度が高いことがあげられる。妊産婦の産前産後の健康のみならず、労働、家屋の構造、住環境(採光や井戸、下水道など)、家族関係、教育程度まで含めた生活の諸側面を多角的にとらえ、妊産婦を取り巻く生活実態をよりリアルに構造的に把握しようとしている点は、極めて示唆に富んでいて、今日の調査としても参考になる。

この東京府社会課の挑戦的な調査研究は、貧困地域の生活改善を医療保健の側面から取り組む団体である賛育会との共同研究体制があったからこそ可能であったといえ、説得力のある調査結果は社会的インパクトのあるものとなっている。

3. 東京府及び東京市の貧困妊産婦への注目

前後するが、東京府慈善協会の救済委員の貧困基準の検討（大正8年6月）基準項目に、社会調査（産婦及び嬰兒）が入っていることと考え合わせると、東京府、東京市という行政サイドにおいて、貧困妊産婦への対応の必要は、早い時期からある程度市民権を得ていたことが想像できるのである⁴⁴。これらの東京の調査研究推進の周辺には、東京府社会課の岡弘毅や東京府慈善協会救済委員徳永恕（二葉保育園）、高田慎吾⁴⁵などがいたことも付け加えておきたい。

また、東京にとって生江孝之の存在も大きい⁴⁶。生江孝之「産婦及び乳児の保護⁴⁷」は、大正11年『社会事業』10月号で、先進国の事例をあげながら、日本における「母と児童の健康に対する公共の保護の最低標準」を提示しているが、なかでも妊産婦保護について次のような最低標準をあげていて興味深い。

- (1) 産婦にして、個人的に医師の治療を受けていない者に対して、適当な保護を与える。保護の要件として、妊娠初期に診察を受けること、産婦に衛生状態を監督して、往診、嬰兒の衛生にも配慮する、公認看護婦は妊娠および嬰兒衛生を妊婦に与える等。
- (2) 花柳病対策
- (3) 産院等を設け、産婦に対する入院費用又は家庭に於ける費用は全部又は一部を補助すべし
- (4) 助産婦は正式の訓練を受け免許をもつものにする
- (5) 家庭内における産婦の付添人は医師若しくは公認看護婦の指導監督の下に於く
- (6) 産婦の衛生問題、嬰兒の死亡問題の解決について一般社会の教育普及を期すべし

生江は、この頃、立て続けにいくつもの論考を発表している。その背景には、明治32年米国留学、明治36年、40年と外遊の機会を得ていることがある。大阪毎日新聞に掲載した欧米視察の通信記事をまとめ、明治45年3月には「欧米視察－細民と救済」を刊行している。生江は、最先端の情報を日本に紹介する役割を担っていた。

さらに、社会衛生の立場から医師齊藤潔⁴⁸は、東京市の細民生活調査を試みていて注目される。大正12年11月から13年12月の間に東京市牛乳配給所で被配給乳児の家庭調査825を実施し「東京市に於る出生数並に死亡数調査」『社会と救済』（大正15年1月号）にその調査結果を掲載している。出生数の平均は、5.10に対し、乳児の死亡数平均は1.20で、「多産多死であるこ

と、この事実は、人道上並びに社会問題上重大なる根本的意義を有するものである」と結論づけている。子どもの人権や母の権利という言葉は使っていないものの、単なる乳児死亡率の問題ではなく、人道上社会問題として捉えるべきとしているところが新しい。

大正15年3月「行旅病人行旅死亡人に関する調査」（東京府社会局）は、当時の東京府は、6大都市のなかでもっとも行旅病人行旅死亡人費用がかさんでいたが、それはなぜか、それを究明しようとしている調査である。大正13年度から14年度前半に東京府と養育院で取り扱ったいわゆる行旅病人及び行旅死亡人ケースを対象とし、それぞれカードを作成し、集計している。地方から大量の貧困層が流れ込んでいるものの、恤救規則は機能不全におちいつており、東京では「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」で対応するしかなく、それに関する費用が膨大になっていて、地方財政を圧迫していることを明らかにしている。結論として、「時代遅れの恤救規則を改正し、行旅病人及び行旅死亡人取扱法と一体化させた法律の制定」が急務であると結論づけている。

大正15年東京市社会局「乳児死亡率に関する調査」は、示唆に富む調査である。これは、増田抱村がまとめたものとされている。東京市内の小石川、下谷、本所の三区における死亡乳児2305人について、その死亡児の母の教育程度、嗜好品、分娩に要せし休養日数、妊娠期間等を調査している。父のみならず母の職業および月の収入、住居（室数、畳数、庭坪数、採光、給水、土地の乾、湿）の状態も詳細に戸別訪問によって明らかにしている。乳児死亡率調査には、世帯の収入、母の健康状態や就労、住環境など詳細な生活実態の情報が有効であること、貧困世帯の母の健康と仕事、乳児死亡率が密接につながっていることなどが読み取れる。貧困妊産婦を救済の対象とすることが常識となりつつあったことが推測されるのである。

昭和3年2月刊行の東京市政調査会編『都市に於ける妊産婦保護事業に関する調査』は、貧困妊産婦と救護法の関連を考えるうえで注目されるべき調査である。この著者は、猪間驥一である。猪間の仕事の人口問題研究に焦点をあてたものについては、和田みき子の研究がすでにある⁴⁹。猪間は東京帝国大学の経済学部の助教授であったが、その座を追われ、大正14年7月、東京市政調査会の研究員となる。以来、妊産婦保護事業関連の研究論文を連続して発表している。『都市に於ける・・・』は一連の研究の一端である。主要都市の妊産婦保護事業、とりわけ巡回産婆事業と乳児死亡の関

⁴⁴ 東京府慈善協会報大正8年6月号では、東京府の救済委員が貧困基準について検討している。社会調査の対象項目に産婦と嬰兒がはいっていることは注目される。

⁴⁵ 高田慎吾は、養育院に就職しその後海外留学を経て大原社会問題研究所に籍を置いていたが、養育院の児童保護事業の経験から賛育会設立の際、助言を行っている。

⁴⁶ 生江は、内務省嘱託であったが、乞われて大正7年日本女子大学の講師となり、研究者としてのみならず教育者としても大きな影響力を持つ存在であった。

⁴⁷ 『社会事業』Vol.6-7、大正11年10月号

⁴⁸ 東京帝大医学部を大正9年に卒業し、その後、ハーバード大学で公衆衛生を修めた。後年、国立公衆衛生院第三代院長となる。

⁴⁹ 和田みき子(2013)『猪間驥一評伝－日本人口問題研究の知られざるパイオニア』原人舎

連について着目し、人口問題研究を重ねていた。猪間の研究を含め、この期には、巡回産婆事業や妊産婦保護事業が乳幼児の死亡率をさげるためには有効である、という言説が全国に拡大しつつあったといえる。ちなみに、猪間のこの期の研究は次の通りである。東京大阪以外の大都市にも視野を広げ、巡回産婆、乳児死亡率、母性保護事業、妊産婦保護の視点から都市問題を研究している。

- ・ 大正 15 年 11 月「神戸市の巡回産婆事業」
- ・ 12 月「最近諸外国並びに本邦都市の乳児死亡率」
- ・ 昭和 2 年 1 月「我国諸都市の乳児死亡率に就て(上)」
- ・ 1 月「名古屋静岡の巡回産婆施設」
- ・ 2 月「我国諸都市の乳児死亡統計に就て(下)」
- ・ 3 月「六大都市及び全国早期乳児死亡の推移」
- ・ 4 月「各地における日本赤十字社の妊産婦保護事業」
- ・ 6 月「乳幼児及母性保護事業の意義と英国に於ける其の発達」
- ・ 7 月「東京市の牛乳問題」
- ・ 9 月「我国に於ける妊産婦保護施設」
- ・ 昭和 3 年 2 月「都市に於ける妊産婦保護事業に関する調査」(東京市政調査会)
- ・ 5 月「妊産婦保護事業と住宅保護事業 - 諸都市に於ける其廃止と起業」等

中でも注目すべきは、『都市に於ける妊産婦保護事業に関する調査』で、東京市社会局「市内細民出産費調査」の産婆の報酬を引いている部分である。同調査は、大正 15 年 9 月から昭和 2 年 3 月における市内特定区域中出産した細民世帯約 1000 世帯を対象とした調査で、そのうち、460 世帯についての中間報告結果によれば、各世帯の一ヶ月平均収入は 64 円弱であるが、それに対して一世帯当たりの出産費は、15 円 26 銭で、内、産婆報酬は 8 円 62 銭と占める割合が大きいとしている。産前産後の処置の費用が細民の家計を圧迫するので、産婆費用等の出産費用を抑制することになり、妊産婦の産前産後の健康と乳児の健康を維持することが困難になっていると指摘している。この東京市社会局の調査結果は、当時の低所得層の妊産婦にとって、出産費用が家計を圧迫し、そのために十分な休養や栄養を摂取することができないという貧困妊産婦の生活問題の創出構造を家計という側面からあぶりだしている。救貧法に貧困妊産婦規定を盛り込むことは必定であると読める。

また、昭和 2 年 7 月の『東京府社会事業協会報』は、5 月 5 日に東京乳幼児愛護デーが開催されたことを報じているが、その準備段階で、東京府は準備委員を挙げ愛護デーの参考案を作成し全国の同志に檄をとばしている。なかでも「妊産婦乳児保護の社会施設の最低基準」(生江孝之、倉橋惣三、原泰一作成)は、貧困妊産婦について言及されており、極めて興味深い内容で

ある。たとえば、妊産婦保護に関する法規の制定、普通の児童に対して必要とされる施設として、巡回産婆、妊産婦休養所、妊産婦相談所、妊産婦栄養供給所などがあげられている。さらに、特殊児童に対して施設を要するものとして第一に、国家または公共団体に児童保護局、民間に児童保護協会(貧困妊産婦又は妊産婦、遺棄児、孤児、貧窮児、私生児等に対する自宅給与、家庭依託、又は収容保護を為すもの)をあげている。貧困妊産婦を国家及び公共団体の対象とすることを提案していて、極めて示唆に富む提案である。東京府社会事業協会は、事実上東京府の団体であったので、この事業への東京府の熱意が感じられる。これを受けて、昭和 3 年 4 月の『社会事業』では乳幼児愛護デーを特集している。前述の東京府をもとに「妊産婦及乳幼児保護の標準」(生江孝之、倉橋惣三、小沢一、原泰一)があらたに作成され掲載されている。作成メンバーに小沢一が加わっている。

第一、妊産婦の保護

(一) 医師及び産婆の優良診察を受け得ざる妊産婦を保護するため、市部並びに郡部に必要に応じて以下の機関を設けること

- ① 妊産婦相談所
- ② 巡回産婆
- ③ 産院

(二) 妊娠中及び分娩前後に於ける衛生知識の普及の向上を図るため政府、公共団体及び民間施設に於いて以下の方法を講ずること、と広報の重要性

第二、乳児及び幼児の保護

(一) 乳幼児保護のための機関

小児保健所、小児科病院又は一般病院の小児科
巡回診療及び巡回看護機関
保育所、乳児院、母子ホーム等の施設

(二) 将来完全なる出産登録を行うべき法律の制定をみるまでは、産児及び産婦の保護の徹底を期するため小児保健所、方面委員、産婆会その他の機関により出産ありたる家庭を速やかに認知するよう努めること他

同号の「乳幼児保健座談会」(昭和三年四月五日、内務省社会局内)によれば、出席者は、竹内薫兵、広瀬興、斎藤潔、豊福環、定形、生江孝之、小沢一、原泰一である。斎藤潔は、前述のように、のちに公衆衛生学の代表的存在となる人物であるが、その斎藤は、京橋区第一方面の実例を次のようにあげている。示唆に富むものである。

「その方面委員がカード級のものの出産を見つけ出してこれを報告することにし、更に妊婦のいることを発見して、これも報告してくれれば、私の方に今、訪問看護婦が十人いるので、その中の二人をこの方面に当てるということにした。生まれたら乳児相談所に送ることにしますが、一か月までの嬰兒は看護婦が見てやることにしている。(以下略)」

斎藤は、留学先米国のボストンの事例をあげ公衆衛生の視点から、方面委員との連携で貧困妊産婦や乳幼児の個別対応の必要性を説いている。このように、この期に至ると国、地方自治体、民間団体をふくめ総力をあげて貧困妊産婦を含む乳幼児対策を講じる機運が高まっていたことがわかる。

そして、とうとう昭和3年9月に救護法の原案が出来上がる。『東京市養育院月報(327)』昭和3年10月号は、次のように報じている。

「内務省法令審査委員会は、豫て救護法案に就き審議中なりしが、9月18日審議を終り並に法文原案の完成をみるに至り。救助費総額1278万円を追加予算として大蔵省に要求するの件並びに該法の総括的大綱を決定の上、近く大蔵省に内示し諒解を求め更に文部、司法両省とも協議を遂げ近日中に法制局に回付愈々来議会に提案するに決定せり」

この原案で、被救護者として妊産婦がはっきりと規定されたのである⁵⁰。

日本で初めての救貧法である救護法に妊産婦が規定され、その対象となったことは、貧困と女性の産む性が公的救済制度において認知されたと考えると感慨深い。

恤救規則下における行旅病人としての妊産婦、ここから始まった貧困妊産婦への取り組みであったが、慈善団や賛育会などの地を這うような活動がその礎となったとはいえないだろうか。また、東京や大阪の府市の取り組みも功を奏したといえ、これらを高く評価したい。しかし、その反面、負の側面もある。救護法成立前に普通選挙法(1925)が成立していて、その選挙権の欠格条項として「貧困により生活の為公私の救助を受け、又は扶助を受くる者」が規定されていたことである。また、救護法による救済は、町村が四分の一をまず支出し、府県四分の一、国家四分の二を支出する規定となっていたために、町村に負担能力がない場合は、府県国庫に予算がありながら支出することができないというものであった。法があり、要救護者も著しく増大しながら、現実には、ほとんど実施されないという現象が起きていたのである⁵¹。

VIII. まとめにかえて

以上、明治末期から大正期を経て昭和4年の救護法成立までの貧困妊産婦について、社会事業の動向を中心に見てきた。結論としては、ドイツをモデルとしながらも、国内の「貧民窟」における巡回産婆や家庭訪問婦と呼ばれる女性たちによる貧困妊産婦支援の活動が最も注目されるべきものであり、その影響は大きいと考えられる。また、政府の保健衛生調査会の建議が全国の妊産婦事業に及ぼした影響も大きいことがわ

かった。

貧困妊産婦がどのような経緯から救護法に規定されたのか、背景にどのような調査研究、事業の存在があったのか。次に列挙し、まとめたい。

(1) 行旅病人としての貧困妊産婦

貧困妊産婦は、恤救規則の時代には、行旅病人として養育院等の窮民施設が引き受けていた。すなわち「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の行旅病人として取り扱われてきたことがわかった。明治末期の大きな社会変動の中で、大量の貧困層が大都市に流れ込み、それらの人々のなかに行倒れた妊産婦が存在したが、その数は次第に増大していった。養育院では、それにとまって産婆の養成が開始された。ここで、貧困妊産婦と養育院、産婆、無料助産の最初の流れがまずつくられたということである。ただし、行旅病人として貧困妊産婦は認識されていたが、恤救規則を改正しそのなかに貧困妊産婦を既定するという大きな動きにはつながらなかった。

他方、大正中期に、慈善事業や社会事業の文脈で妊産婦保護を打ち出す病院診療所が登場した。クリントン慈愛館の婦人救済の下での妊婦の受け入れ、愛生病院の貧困妊産婦助産、済生会巡回診療などである。こういった慈善事業や医療機関を通して、貧困妊産婦になんらかの対応が必要であるという機運が社会の底では起きていたといえる。

(2) 行政と連携した民間団体の先駆的事业

このような状況下、大阪と東京に民間団体による貧困妊産婦を対象とする事業が開始され、大きな成果をもたらしたことは注目される。初めは、児童保護、貧困地域の乳児死亡率の低減のため始まった事業であったが、妊産婦の貧困を解消しなければならないという論調も次第に生まれてきた。大阪の毎日新聞社慈善団と賛育会による先駆的な取り組みは、その論調を生み出す原動力となった。これらの活動は、貧困妊産婦が救貧の対象として位置づけられるべきであることを社会に知らしめるものとなった。地を這うように太陽が全く当たらない「貧民窟」に分け入って、産前産後の貧困妊産婦に助産支援を行う事業、そこに方面委員や産婆が組み込まれていたことは、大きな発見である。大阪の慈善団の家庭訪問婦井上松代の取り組みなど、女性方面委員とケースワーカーの関係、源流を探るうえで重要な視点を提供するものである。また、今日の特定妊婦や助産師による相談支援、福祉事務所の相談援助の源流になっているとも考えられる。なにより、民間事業団体が大阪府、東京市といった自治体と深いパイプをもちながら独自の事業を開拓していったことが特徴としてあげられる。

⁵⁰ 昭和4年10月1日施行されることとなったとある。ただし、実際の施行は延期され、昭和7年1月1日であった。

⁵¹ 昭和9年「災害地に於ける母子保護に関する請願参考資料」第3部母子保護法の成立とその前後、一番ヶ瀬康子編集・解説(1978)『日本婦人問題資料集成』第6巻、ドメス出版、pp.288-290

(3) 高い調査力とその影響

民間事業団体の取り組みが、先進国の救貧法を紹介するだけにとどまらず、地に足のついた情報発信であったことである。活動を通して得た体験に基づく情報は、未成熟ながらもリアルで説得力のあるものであり、高い調査力に今更ながら驚く。貧困層の生活実態を内側から迫る調査を実施しており、上から目線のものもあるが、社会事業調査の神髄を思わせるものである。中でも東京市と賛育会の合同調査の結果は、調査の限界はあるものの妊産婦に焦点化した調査項目を設けており（前出、表5 妊産婦調査票）、それは、妊産婦という女性の生活実態を労働面や健康面、住環境まで視野に入れ明らかにしようとしていて秀逸である。このような民間事業団体の影響を受け、大阪府や東京府、東京市、あるいは内務省の行政サイドのスタンスもかなり成熟していったものと考えられる。

(4) 内務省官僚、民間セクター、学識者の強固なネットワーク

内務省社会局を中心とし、その周辺に広がる貧困妊産婦に注目する民間セクターや学術的集団による交流を基礎にしたネットワークが存在したということである。窪田静太郎を中心とした貧困研究会、これは、内務官僚を中心としたネットワークであったが、加えて、民間団体である賛育会の吉野作造を中心としたネットワークも存在し強い学術的交流を築いたといえる。吉野作造と同じ東北出身で内務省初代社会局長田子一民などの存在も小さくない。田子は、貧困妊産婦の問題を大きな社会問題と捉え、理解を示している⁵²。田子は、個人的な体験から、母子保護や妊産婦の保護に強い関心を寄せていた。「私がなぜ、女性尊重論者かという、1つは母が未亡人で苦勞したこと、実の姉が、初産の時、過重の労働を強いられ、全家族が外出中に何らの世話をされずに一人で長女を産み、自らそのまま死亡したことに大きなショックを受けた経験があるから⁵³」と後年、語っている。田子は、大正7年末、生江孝之などのすすめで、欧米に出張、のちにその経験を「日本にはあまりに貧乏人が多く、あまりに差別感が多いのに義憤を感じ、人間平等の社会の実現こそ、私の使命であることを痛感した。人間の解放、人間の平等、男女の平等、貧富の平等化をあらゆる機会に、ペンで、口で訴える⁵⁴」と書いている。大正14年5月の第7回国際労働会議に日本政府の代表としてスイスのジュネーブに派遣されているが、国際的な動向を十分把握していた田子の存在は大きい。その後、突然、職をな

げうって大正13年、原敬の遺志を継ぐために代議士となっている⁵⁵。貧困妊産婦事業の理解者であった田子が、貧困妊産婦を盛り込んだ救護法の成立時に国会議員であったことは意味深い。

また、高田慎吾は東京帝国大学法学部出のいわゆるエリートであった。思うところあり、卒後の最初の就職先は、東京市養育院で児童保護にあたった。その後、渡米し最新の児童保護の政策と民間事業の果たす役割を学んでいる。賛育会設立時はアドバイザーであった。高田のような養育院での勤務体験を持ち、貧困層の生活現実を良く知っていて、法令の解釈論を振りかざすだけではない識者が貧困妊産婦の周辺に存在したことは真の強みであったと推察される。

また、大阪の慈善団の本山彦一は、生江孝之に心酔し、生江が海外遊学する際にその旅費を支援している。生江は後に当時の乳幼児保護や児童保護の分野では第一人者になった人物であるが、慈善団への海外の情報を通しての貢献は極めて大きい。そして、大阪では、やはり小河滋次郎の存在が大きい。小河は大阪の方面委員制度にとって欠くことのできない存在であるが、その方面委員制度と巡回産婆、家庭訪問婦による貧困妊産婦を支える組織的な地域的包括ケアの構築の提案は、今日的な意味においてもきわめて注目すべきシステムであり先見性のあるものであった。小河滋次郎は政府の社会事業調査会のメンバーであり、その発言力は極めて大きかった。

保健衛生調査会の建議があり、その影響を受けつつ社会事業調査会メンバー、小河滋次郎などが、民間セクターの取り組みをベースに議論を重ねたことも大きい。それによって、単なる無機質な官僚組織による調査会ではなく、血の通ったものになった可能性がある。日本の社会事業の近代化は民間ではなく、内務省主導型⁵⁶であるといわれるが、それは一面のみを捉えたものではないか。貧民研究会の中心がたとえ内務官僚であったとしてもそれはあくまでも私的な研究会であり、彼らが生活困窮者の問題解決に社会的使命感を抱いていたことは確かである。民間の活動から多くを学び相互作用のなかで新しいトレンドが生まれたと考えるべきではないだろうか。このように、貧困妊産婦の生活実態を内側から知る人々のつながりの束の存在があり、新たな法成立の原動力につながっていったといえないだろうか。

(5) 救護法と貧困妊産婦を問うことの意義－今後の研究へ

⁵² 吉野作造は、宮城県古川出身で、田子一民は、岩手県盛岡出身であり、旧制第二高等学校の同窓であった。田子は、幼少期に父が死亡し、経済的困窮に陥り、高等小学校を中退している。丁稚奉公を経て、盛岡中学、東京帝国大学法学部に進学した苦勞人であった。

⁵³ 田子一民編纂会（1971）『田子一民』p.69

⁵⁴ 前掲書、pp.152-153

⁵⁵ 田子一民は、1924年（大正13年）、原敬の遺志を継ぐため同じ選挙区から衆議院議員選挙に立候補、政友会総裁の高橋是清と歴史に残る選挙戦を繰り広げたが結果は高橋859票、田子810票の僅差で敗退した。しかし、その後、1928年（昭和13年）の第16回総選挙から連続9回当選、衆議院議長、農林大臣などを歴任。戦後は、全国社会福祉協議会会長となっている。

⁵⁶ 吉田久一（1980）『日本社会事業開拓期における窪田静太郎の位置』『窪田静太郎論集』日本社会事業大学

これまででは、救護法における妊産婦規定は、山崎巖などの内務省社会局の欧米の法規に詳しい官僚からの強い影響があったことが定説となっていた。ドイツの救貧法における貧困妊産婦規定をみれば、それが当時救護法に組み込まれたことは、ある意味に於いて当然であるが、それだけではない。これまで見てきたように、経済的不況、農村の貧困などによる新たな大量の貧困層の創出と大都市への流入、その中に多くの女性たちが含まれ、まさに、女性の貧困が貧困妊産婦に凝縮されたかたちとして可視化され、社会問題化し、放置できない人々の内発的心情に基づく活動の果たした役割が大きかったといえる。

巡回産婆や家庭訪問婦といった人々が、貧民窟の路地裏の奥まで入り、妊産婦たちの身体、乳児に細かな専門的な対応をし、極貧生活の実態を明らかにするというアクションリサーチの存在があったからこそ、貧困妊産婦の問題が放置できない社会問題として認識されるに至ったのである。こうしてみると、貧困妊産婦が救護法に入ったことは至極当然であり、ドイツ法規を模したもののだけではなかったということがみえてくる。妊産婦という女性がある意味公的救済制度上、市民権を得た瞬間といえる。先進国の事例を学び研究しつつも、日本の貧困世帯の妊産婦の生活になじむような独自で斬新なしくみを編み出していることに驚く。それは、決して先進国に追随するものでもなかった。家庭訪問婦井上松代がアメリカでどのような社会衛生学を学んできたのか、その知識と経験を仕事にどう反映させたのか、さらに探究する必要がある。

しかし限界もある。これまで書いてきたように貧困妊産婦への注目は、当初、乳児死亡率を下げるという目論見から出発したので、一部では、人道上の問題と認識されてはいたものの、女性の産む権利を保障するという視点はほとんど皆無であった。なぜか、さらに探究する必要がある。貧困妊産婦は、戦前期における婦人参政権獲得運動や母性保護論争などからみ大きなテーマになるべきだが、必ずしも、そうはならなかったことと同根と思われる。戦前期のいわゆる婦人運動は、産児制限や児童保護、軍人遺族、母子保護などには注目したが、もっとも底辺に位置した貧困妊産婦に関心を寄せることは少なく、大きな議論とはならなかった。むしろ母子保護法制定をめざす女性たち、たとえ

ば山田わか⁵⁷など、母子保護の問題を救護法で対応することに反対しているほどである。

さらに、日本の救護法は、その前に成立していた普通選挙法の欠格条項を前提とした法律であった。貧困により生活の為公私の救助を受け、又は扶助を受ける者は選挙権を持てなかった⁵⁸。結果として、救護法の受給は、「汚名の烙印」として社会的に認識されることになった。そもそも貧困妊産婦は女性であるから、もちろん選挙権はなかったのだが、欠格条項は、市民としての権利を剥奪される存在であることを意味するものとなり、受給制限がおきるという現象を引き起こしたことは全くもって皮肉である⁵⁹。

大正デモクラシー下における社会事業の前進は、戦後の社会事業の民主的な諸点を先取りしていた、と評価することも可能であるが⁶⁰、貧困妊産婦から見ると、それは、一瞬の閃光のようなものであったと言わざるを得ない。救護法成立と同時期に起きた世界恐慌の波は、財源を縮小させ日本の救貧制度の拡大を許さず、救護法施行自体が危ぶまれる事態となった。結局、施行は昭和7年まで引き延ばされた。その後、日本全体が戦時体制に巻き込まれていったことはあらためて言うまでもないが、貧困妊産婦へのきめ細かな支援もまた形を変えていった。方面委員制度はそもそも警察とセットであり、緊密な関係をもっていたため、巡回産婆や家庭訪問婦は、町会と並ぶ末端組織として住民を管理統制する装置となってその性格を大きく変化させていったのである。この点についても、さらに探究する必要があるだろう。このように、貧困妊産婦という視点から救護法成立過程を検討してみると、これまでみえなかった救護法と女性の産む性の関係がみえてくる。貧困妊産婦は、結局、公的救済に極めて限定的な形で組み込まれたのであり、産む性をめぐる「変節」の歴史そのものであることが100年の歳月を経て新しく浮かび上がってくるのである。

おことわり

本論文では、今日では使用されない極めて差別的な文言を使用していますが、あくまでも歴史的用語として使用しています。ご理解をいただければ幸いです。

⁵⁷ 山田わか、昭和9年母性保護連盟の委員長に就任している。わか、昭和4年6月「母性保護法の過去及び現在」『婦人と新社会』第111号で「母性保護乃至母子扶助法は老衰者や不具廢疾と同一視すべきものではありません。母性保護は、不良乃至悪人を未然に防ぎ、優良なる国民を創造していこうとするものでありますから、救護法の中にひっくるめることは当を得ていません。・・・監督を怠らないようにして、『貰えるからいい』というような、怠けものをつくらないように、生んでも世話になれるからというような横着者をつくらないように注意するのも肝要であります。」と書いている。「優良なる国民の創造」は、優生学への傾倒を意味する。現にわか、当時、ナチズムを礼賛している。戦時体制に巻き込まれていく当時の感覚では特異なことではなかったのだろうか。わか、吉田久一は、恤救規則時代の劣等処遇をそのまま受け継ぐものであった。いずれにしても「優良なる国民」のための母性保護が関心の中心であり、母体の保護ではなかったことは確かなのである。

⁵⁸ 社会事業関係者の中では、普通選挙の欠格条項に対して強く反対する動きもあったが結局撤廃されることはなかった。

⁵⁹ 救護法施行後、救護をうけた妊産婦は極めて少ない。

⁶⁰ 吉田久一は「社会事業の近代化」の中で、日本の大正後半期に提起された社会事業が、戦後の社会事業の民主的な諸点を先取りしていたことを評価し、欧米の社会事業を取り入れたわけではなく、未熟ながらも独自の取り組みがあったことを評価したい、と書いている。籠山京（1967）『社会保障の近代化』勁草書房、P.74

【参考文献】

- ・大阪毎日新聞社慈善団（1931）『二十年史』
- ・東京市養育院（1933）『養育院六十年史』
- ・大阪社会事業連盟（1934）『大阪府社会事業要覧』
- ・故本山社長伝記編纂委員会（1937）『松陰 本山彦一翁遺稿』大阪毎日新聞社
- ・大阪社会福祉協議会（1958）『大阪府社会事業史』
- ・日本社会事業大学救貧制度研究会（1960）『日本の救貧制度』勁草書房
- ・毎日新聞大阪社会事業団（1961）『五十年史』
- ・籠山京（1967）『社会保障の近代化』勁草書房
- ・社会福祉法人賛育会（1972）『賛育会五十年史』
- ・一番ヶ瀬康子編集・解説（1978）『日本婦人問題資料集成』第6巻、ドメス出版
- ・中川清（1978）「戦前における都市下層の展開（上）」『三田学会雑誌』Voo.71-3
- ・土井洋一 遠藤興一編・解説（1980）『社会福祉古典叢書 小河滋次郎』鳳書院
- ・社会福祉調査研究会（1985）『戦前期社会事業資料集成』第17巻、日本図書センター
- ・社会福祉調査研究会（1992）『戦前期社会事業調査資料集成』第6巻、勁草書房
- ・川合隆男（1993）「近代日本社会学史研究と布川孫市の社会学」『法学研究：法律・政治・社会』慶応義塾大学法学研究会、vol.66-3
- ・滝沢利行（1994）「近代日本における社会衛生学の展開とその特質」『日本医史学雑誌』140(2)
- ・寺脇隆夫（2007）『救護法の成立と施行状況の研究』ドメス出版
- ・中野智世（2012）「福祉国家を支える民間ボランティアズム－20世紀初頭のドイツを例として」高田、中野編著『福祉』ミネルヴァ書房
- ・今井小の実（2013）「なぜ方面委員は、Female Professionalとして成立しなかったのか－大阪府「方面婦人保護委員」創設案の資料を通して」『社会事業史研究』第43号
- ・樋上恵美子（2016）『近代大阪の乳児死亡と社会事業』大阪大学出版会
- ・佐藤俊一（2016）「小河滋次郎と林市蔵の足跡」『日本地方自治の群像』[第7巻] 成文堂
- ・永岡正己（2018）「大阪府方面委員活動の展開と事例－昭和恐慌期から戦時体制下へ－」『日本福祉大学社会福祉論集』第139号
- ・弓削尚子（2018）「山田わか の反女権論とファッシズムの時代」『山田わか 生と愛の条件』現代書館
- ・大出春江（2018）『産婆と産院の日本近代』青弓社
- ・飯田直樹（2021）『近代大阪の福祉構造と展開－方面委員制度と警察社会事業－』部落問題研究所
- ・山田知子（2022）「方面委員制度における女性の位置－女性は排除されたのか」『放送大学研究年報』40号
- ・田畑洋一（2023）『ドイツ公的救貧制度成立史論』時潮社
- ・山田知子（2025）「救護法成立・施行過程における社会事業調査の意義－明治20年代から明治末期に実施された細民調査等を手掛かりに－」『放送大学研究年報』第42号

(2025年11月16日受理)